

栗原市 次世代育成支援行動計画

前期計画（平成17年度～平成21年度）



宮城県 栗原市

目次

第1部 総論

計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の目的	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
5 性格・位置づけ	3
子育て家庭を取り巻く現状	4
1 市の沿革	4
2 人口及び世帯の動向	5
3 就業の状況	1 3
4 市民の子育て意識	1 6
5 計画策定にあたっての課題	3 8
計画の基本的方向	4 0
1 基本理念	4 0
2 基本目標	4 0
3 施策の体系	4 2

第2部 各論

第1章 地域における子育ての支援	4 3
現状と課題	4 3
施策の方向	4 4
1 地域における子育て支援サービスの充実	4 4
2 保育サービスの充実	4 6
3 子育て支援のネットワークづくり	4 7
4 児童の健全育成	4 8

5	交流事業の充実	5 0
第2章	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	5 1
	現状と課題	5 1
	施策の方向	5 2
1	子どもや母親の健康の確保	5 2
2	「食育」の推進	5 4
3	思春期保健対策の充実	5 5
4	小児医療の充実	5 6
第3章	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	5 7
	現状と課題	5 7
	施策の方向	5 8
1	次代を担う親の育成	5 8
2	子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	5 8
3	家庭や地域の教育力の向上	6 1
4	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	6 2
第4章	子育てを支援する生活環境の整備	6 3
	現状と課題	6 3
1	良質な住宅の確保	6 3
2	良好な居住環境の確保	6 3
3	安全な道路交通環境の整備	6 4
4	安心して外出できる環境の整備	6 4
5	安全・安心まちづくり推進等	6 5
第5章	職業生活と家庭生活との両立の推進	6 6
	現状と課題	6 6
	施策の方向	6 6
1	多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	6 6
2	仕事と子育ての両立の推進	6 6
第6章	子ども等の安全の確保	6 8
	現状と課題	6 8
	施策の方向	6 8

1	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	6 8
2	子どもを犯罪等から守るための活動の推進	6 9
3	防災対策	7 0
第7章 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進		7 1
	現状と課題	7 1
	施策の方向	7 1
1	児童虐待防止対策の充実	7 1
2	ひとり親家庭の支援の推進	7 2
3	障害児施策の充実	7 3
第8章 本計画の推進と施策の点検について		7 5
1	基本的姿勢	7 5
2	計画の推進体制	7 5

資料編

特定14事業に係る目標事業量の設定		7 6
-------------------------	--	-----

第1部 総論

計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

我が国の出生率は一貫して低下傾向が続き、平成15年には1.29（合計特殊出生率）にまで低下しており、将来を見据えたとき、「少子化問題」は早急に取り組むべき国政上の重要課題となっています。

特に、今日の少子化の背景として、晩婚や非婚化に加え、「夫婦の出生力の低下」という新たな現象が顕在化し、少子化が一段と加速することが危惧されています。

こうした少子化の流れを変えるため、国では「少子化対策推進基本方針」（平成11年）を受け、「新エンゼルプラン」（重点的に実施すべき対策の具体的実施計画）を策定したのに続き、平成14年には「少子化対策プラスワン」を発表し、従来の“子育てと仕事の両立支援”を中心とする施策に、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」などを加え、「子育ての社会化」の必要性を提起しています。

また、これを具体的に推進するため、国と地方公共団体に少子化対策実施の責務、企業に協力の責務を課す「次世代育成支援対策推進法」が平成15年7月に成立、さらに少子化対策の総合的推進のための枠組みとなる「少子化社会対策基本法」が同時期に制定されました。

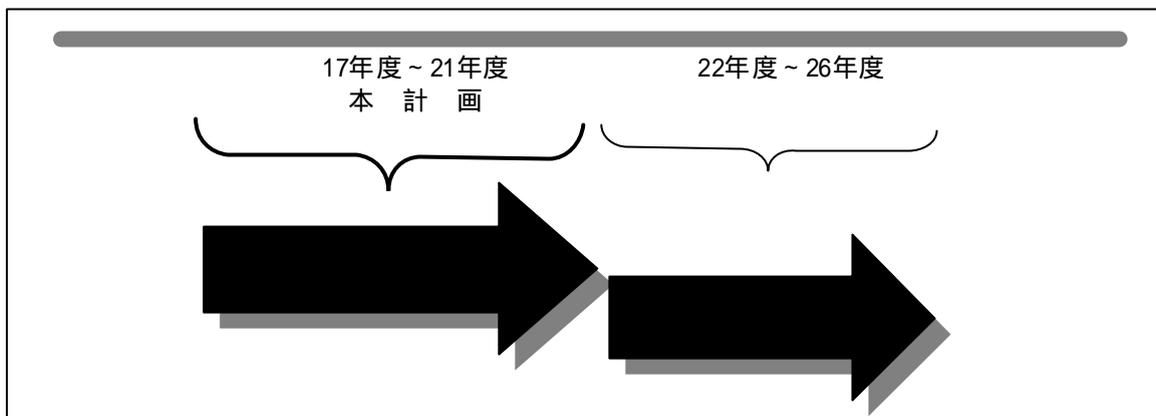
2 計画策定の目的

「次世代育成支援地域行動計画」は、少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取り組みを促進することを目的とする10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」において地方公共団体に策定が義務付けられた計画で、これまで策定してきた「母子保健計画」や「エンゼルプラン」を包括する計画として策定するものです。

本市においても、総人口の減少並びに出生率の低下による少子化の進行など年少人口は着実に減少してきています。これら少子化に的確に対応していくための緊急的な課題とその対応を定めたもので、行政のみならず地域住民、地域企業と連携した少子化対策推進のために策定するものです。

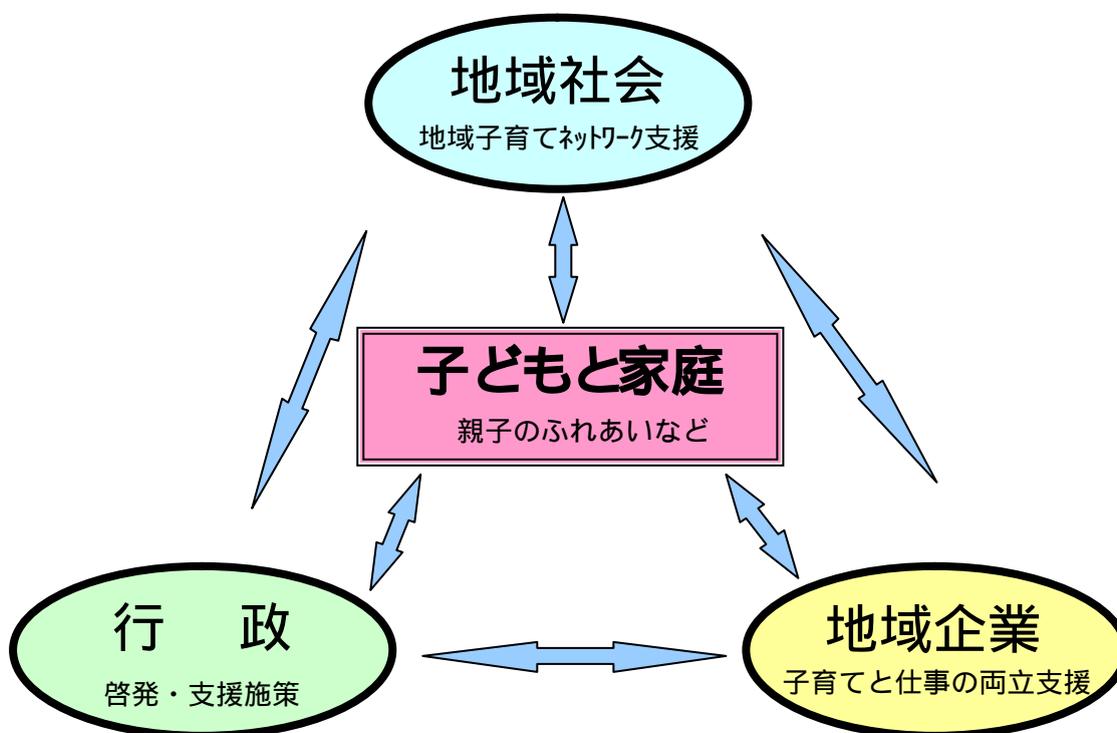
3 計画の期間

この計画は、平成17年度から10ヵ年の期間とする計画で、計画実施から5年後の21年度までを「前期」、22年度から26年度までを「後期」とします。



4 計画の対象

この計画の対象者は、全ての子どもとその家庭を中心に、地域、企業、行政等全ての主体を対象とします。

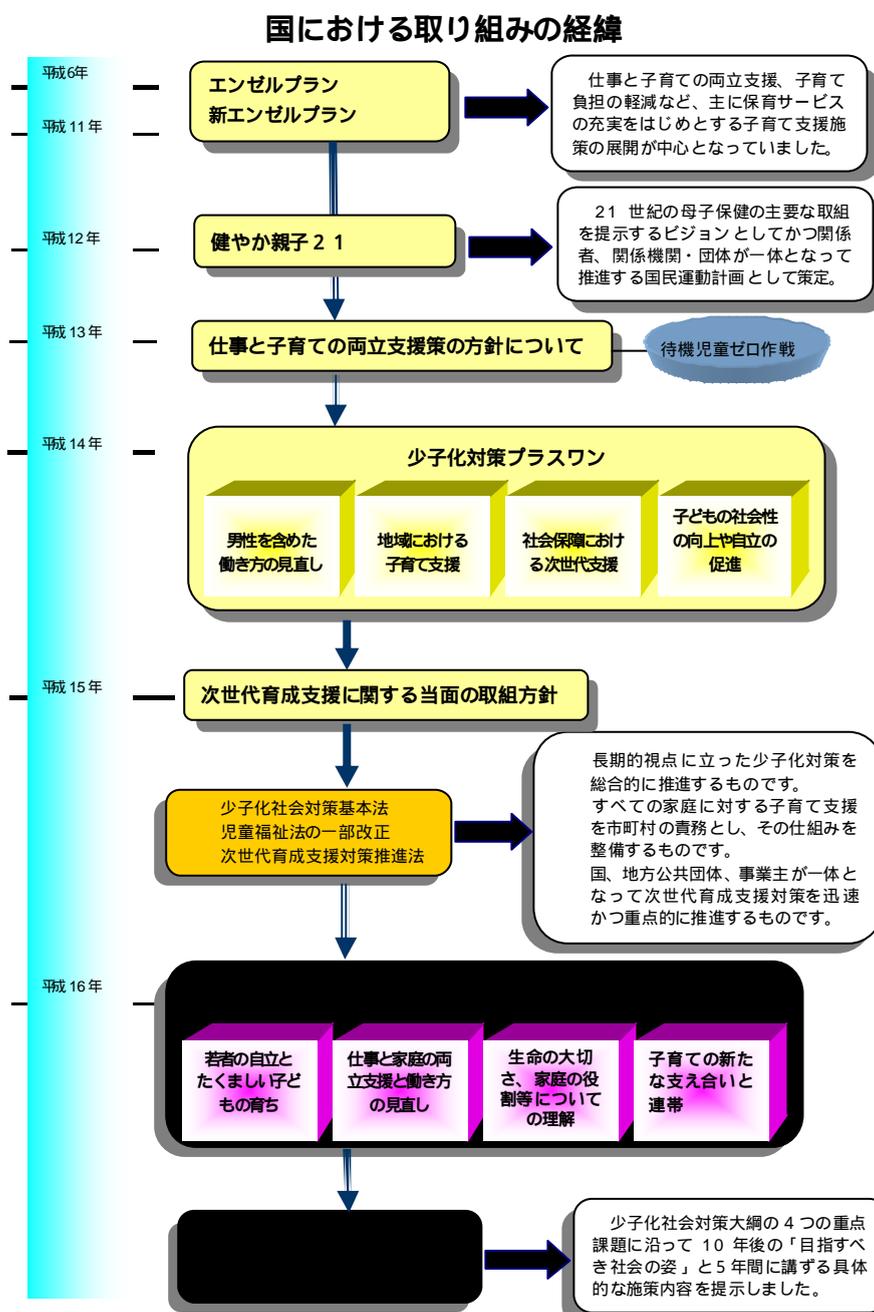


5 性格・位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく法定計画です。

この計画は、「総合計画」をはじめとする子どもにかかわる関連計画との整合を図った計画です。

この計画は、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮し策定しています。



子育て家庭を取り巻く現状

1 市の沿革

栗原市は平成17年4月1日栗原地域の9町1村が合併し誕生した新しい市です。

栗原市の位置は、宮城県の北西部に位置し、岩手県及び秋田県と接しています。また、仙台圏域・古川圏域と一関圏域を結ぶ南北の交通ルート上にあるため、通勤・通学や消費行動などにおいて、それらの圏域との交流は密接です。

市の半数を超える土地が森林・原野となっており、東北地方の骨格をなす奥羽山脈のほぼ中央に、栗駒国定公園に指定されている栗駒山を有しており、そこから、東南に向かって金成耕土に至るまで、山岳、丘陵、平地と変化に富んだ地形を形成しています。

また、本地域は二迫川、三迫川などを支流とする迫川や善光寺川、透川などを支流とする小山田川が沿岸に広がる肥沃な耕地を潤しています。さらには、ラムサール条約に指定されている伊豆沼、内沼があり、豊かな自然環境に恵まれた地域です。

2 人口及び世帯の動向

(1) 人口の状況

栗原市における近年の人口の動向をみると、総人口は、昭和60年の95,402人から平成12年の国勢調査では84,947人へと減少してきています。これに対し総世帯数は増加傾向にあり、平成12年には23,864世帯となっています。

全国的に少子化が進むなか、栗原市においても総人口が減少するのと同様に14歳以下の年少人口も減少してきています。昭和60年の国勢調査では人口比で20.5%であったのが平成12年は13.5%に低下し、年少人口も11,466人となっています。これに対し、高齢者は昭和60年の14.9%から平成12年には27.5%となり、昭和60年には年少人口のほうが老年人口より多かったのが平成7年には逆転しています。

年齢3区分人口と世帯数の推移

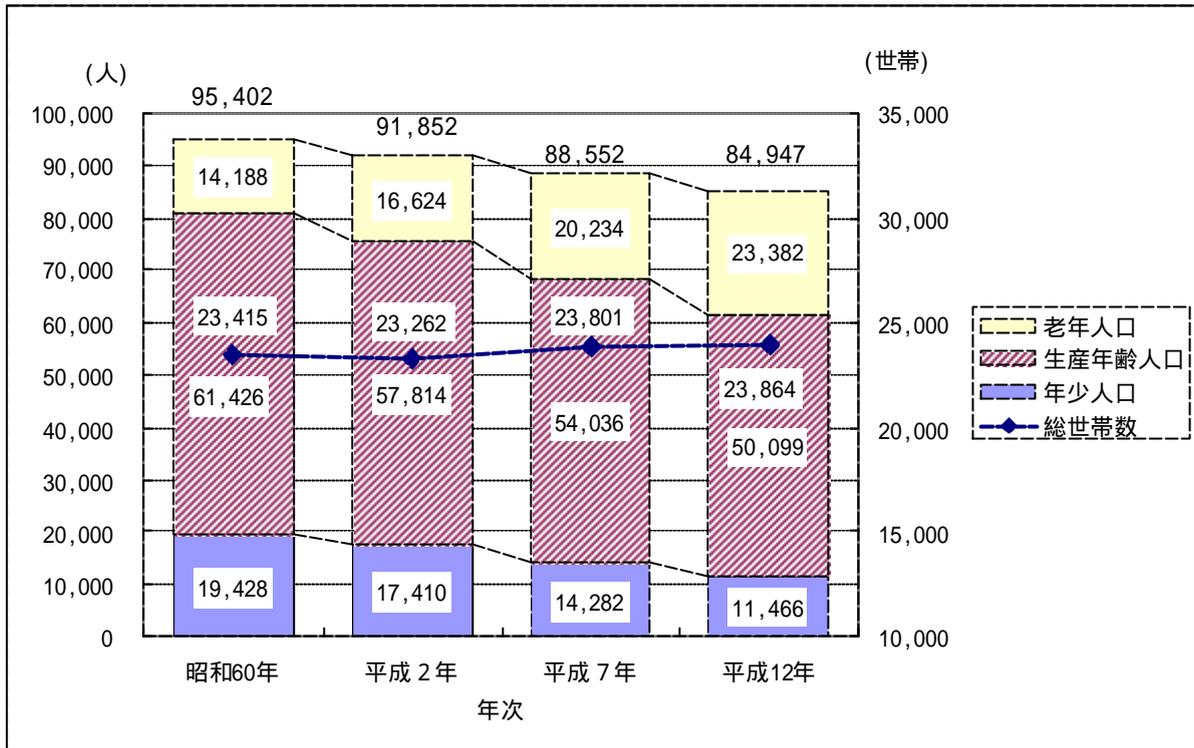
単位：人、世帯、人/世帯

区分 \ 年次	昭和60年 1985	平成2年 1990	平成7年 1995	平成12年 2000
総人口	95,402 (100.0)	91,852 (100.0)	88,552 (100.0)	84,947 (100.0)
年少人口	19,428	17,410	14,282	11,466
0～14歳人口	(20.5)	(19.0)	(16.1)	(13.5)
生産年齢人口	61,426	57,814	54,036	50,099
15～64歳人口	(64.6)	(62.9)	(61.0)	(59.0)
老年人口	14,188	16,624	20,234	23,382
65歳以上人口	(14.9)	(18.1)	(22.9)	(27.5)
総世帯数	23,415	23,262	23,801	23,864
1世帯当たり人数	4.06	3.95	3.72	3.56

資料：国勢調査結果

注：平成2年の総人口には年齢不詳4人を含むため、各年齢層の合計と一致しません。

年齢3区分別人口・世帯数の推移



資料：国勢調査

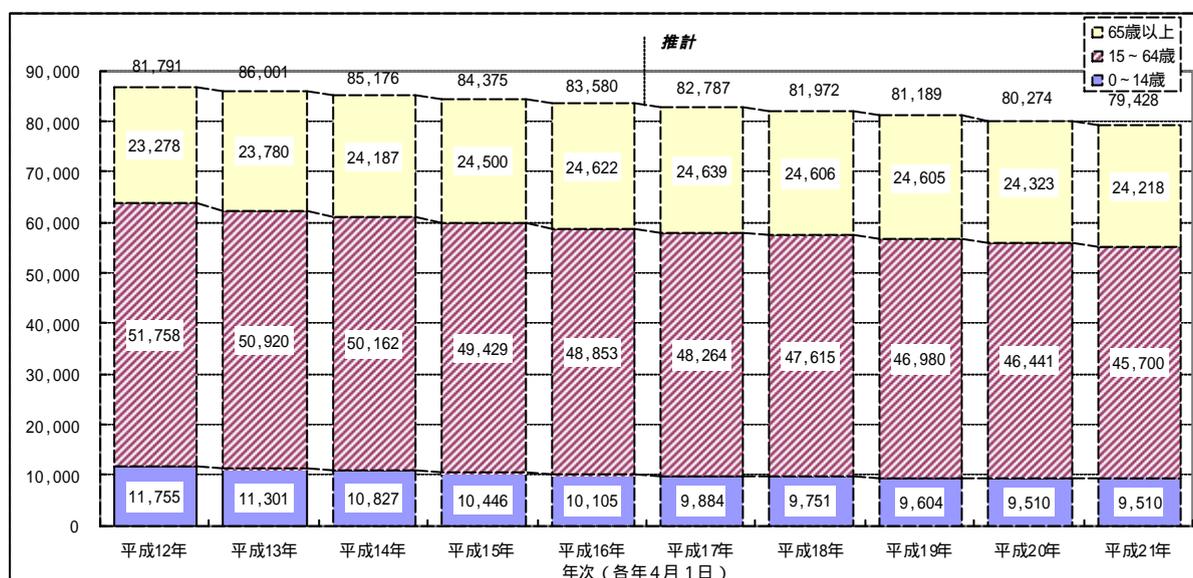
注；平成2年の総人口には年齢不詳4人を含むため、各年齢層の合計と一致しません。

(2) 住民基本台帳人口による現況と推計

栗原市の総人口を住民基本台帳ベースでみると減少で推移し、平成16年4月1日現在の人口は83,580人となっています。今後とも減少で推移することが見込まれ、平成21年度には79,428人となり、8万人を若干割り込むと予測されます。

また、年齢3区分でみると、本計画の対象となる年少人口並びに生産年齢人口は減少傾向で推移するものとみられ、全国的な高齢化のなかで老年人口が増加していくことが予測されます。

住民基本台帳による年齢3区分別人口の推移と推計



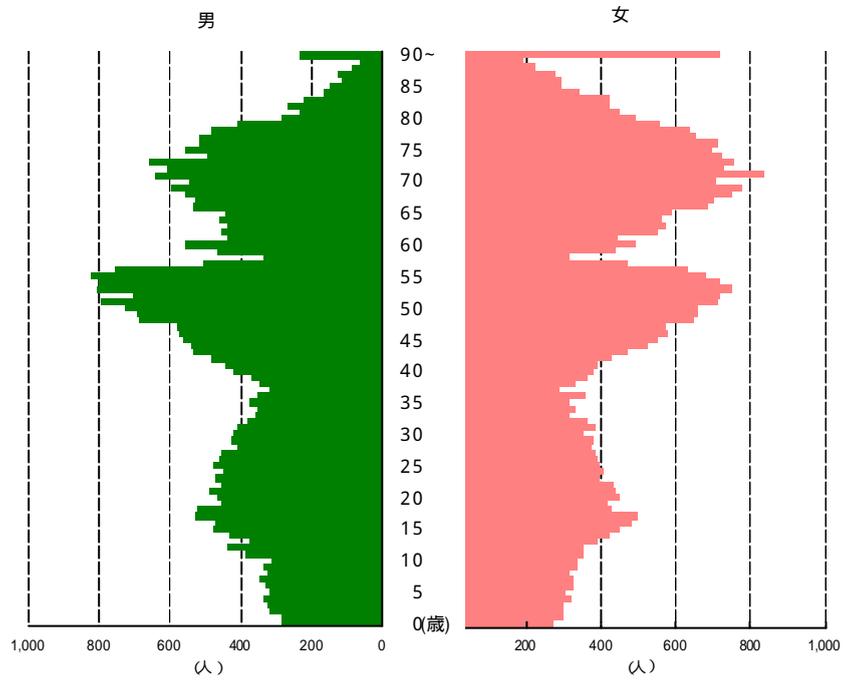
資料：住民基本台帳 各年4月1日

注；予測人口は、次世代育成支援行動計画策定のために厚生労働省から示されたワークシートから推計しています。なお、推計手法はコーホート間の移動法を採用しています。

また、推計の計算式は厚生労働省の示すワークシート独自の推計方法によるため、他の計画による推計結果とは一致しません。

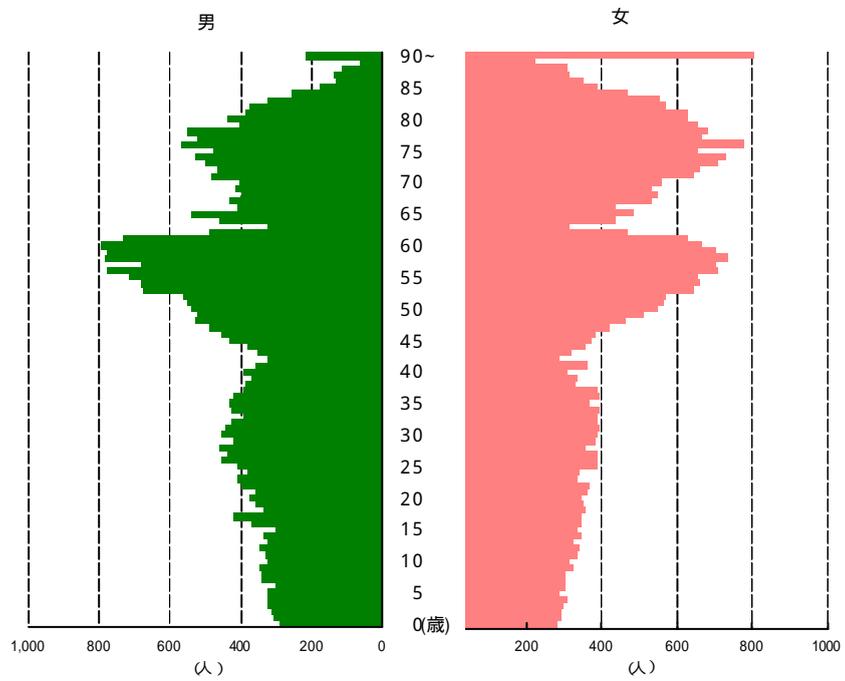
年齢別・男女別人口の現状と推計結果

平成16年 現在



資料：住民基本台帳（4月1日）

平成21年 推計

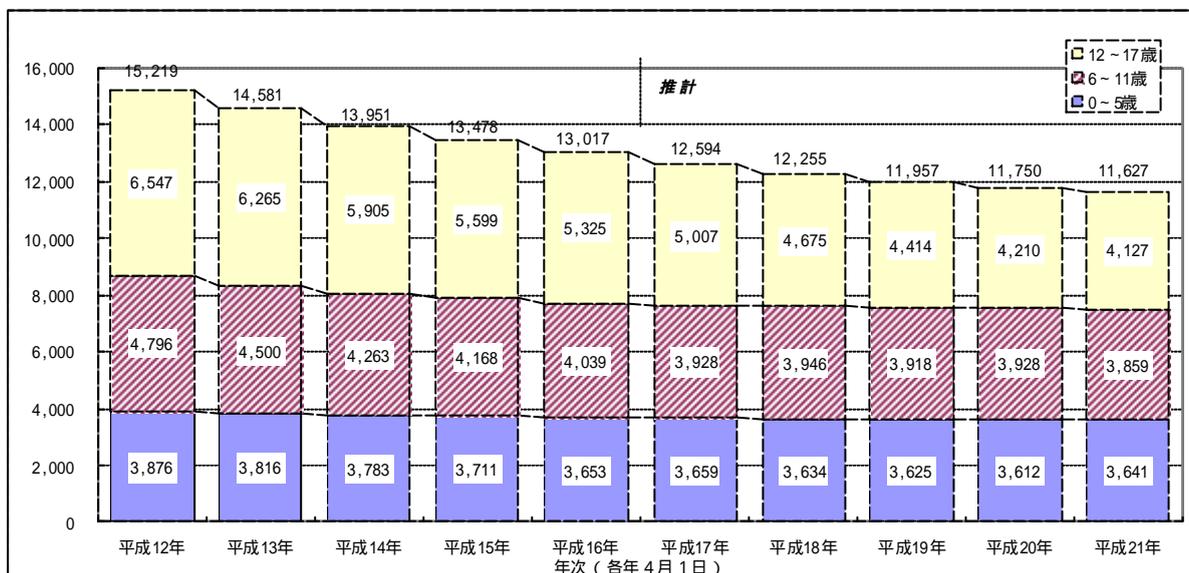


(3) 青少年等の人口の状況

本市全体の住民基本台帳ベースによる予測人口は減少で推移しており、これと同様に青少年等の人口も減少してきています。平成16年4月1日現在の0～17歳の人口は13,017人であり、これを6歳ごとにみると、0～5歳の就学前児童は3,653人、6～11歳の小学生は4,039人、12～17歳の中学・高校生は5,325人となっています。

平成21年の青少年等の見込み数は11,627人とみられ、平成16年との比較では12～17歳の就学前児童の減少が著しく1,198人減少すると見込まれます。

住民基本台帳による青少年等の推移と推計



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

注；予測人口は、次世代育成支援行動計画策定のために厚生労働省から示されたワークシートから推計しています。なお、推計手法はコーホート間の移動法を採用しています。

また、推計の計算式は厚生労働省の示すワークシート独自の推計方法によるため、他の計画による推計結果とは一致しません。

(4) 世帯

国勢調査結果からみる世帯（一般世帯）の状況をみると、核家族世帯は全体の40.5%を占めていますが「6歳未満親族のいる一般世帯」に占める核家族世帯の割合は28.0%と3割を下回っており、「18歳未満親族のいる一般世帯」に占める割合も25.7%となっています。これに対し3世代、4世代といった多世代（その他の親族世帯）の世帯数は「6歳未満親族のいる一般世帯」で72.0%、「18歳未満親族のいる一般世帯」で74.2%となっています。

また、母子世帯、父子世帯の数は全世帯に占める割合は低いものの、総数で母子世帯が238世帯、父子世帯が24世帯となっており、少なからずみられます。

一般世帯の状況

単位：人、世帯

	一般世帯		6歳未満親族のいる一般世帯		18歳未満親族のいる一般世帯	
	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員
総数	23,827 (100.0)	84,140 (100.0)	2,821 (100.0)	15,982 (100.0)	8,072 (100.0)	43,748 (100.0)
核家族世帯	9,645 (40.5)	26,023 (30.9)	789 (28.0)	2,967 (18.6)	2,078 (25.7)	7,805 (17.8)
その他の親族世帯	10,512 (44.1)	54,412 (64.7)	2,032 (72.0)	13,015 (81.4)	5,986 (74.2)	35,935 (82.1)
非親族世帯	35 (0.1)	70 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
単独世帯	3,635 (15.3)	3,635 (4.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (0.1)	8 (0.0)

資料：国勢調査結果（平成12年）

母子世帯・父子世帯の状況

	一般世帯		6歳未満親族のいる一般世帯		18歳未満親族のいる一般世帯	
	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員
総数	23,827	84,140	2,821	15,982	8,072	43,748
うち母子世帯	238	620	48	130	213	570
うち父子世帯	24	57	3	8	18	45

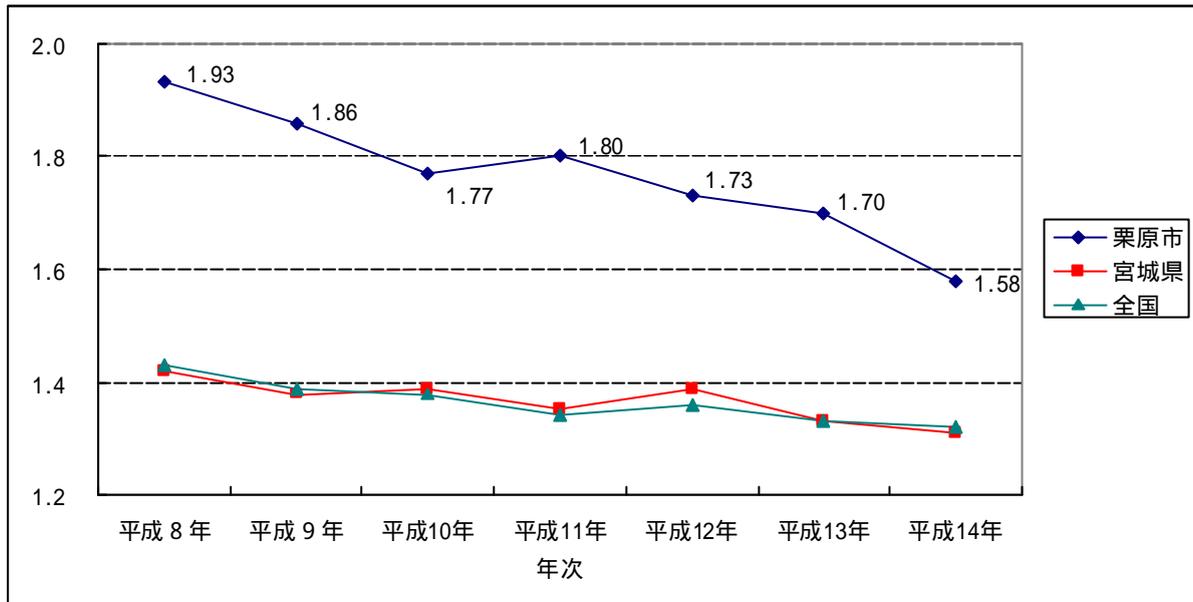
資料：国勢調査結果（平成12年）

注；国勢調査では、母子世帯、父子世帯の定義は母親あるいは父親と20歳未満の子どもからなる世帯と定義されています。

(5) 合計特殊出生率の状況

わが国の合計特殊出生率は平成14年1.32、平成15年1.29となり、宮城県は国と同様な傾向となっていますが、栗原市は国及び県を上回り平成14年現在1.58となっています。

合計特殊出生率の推移



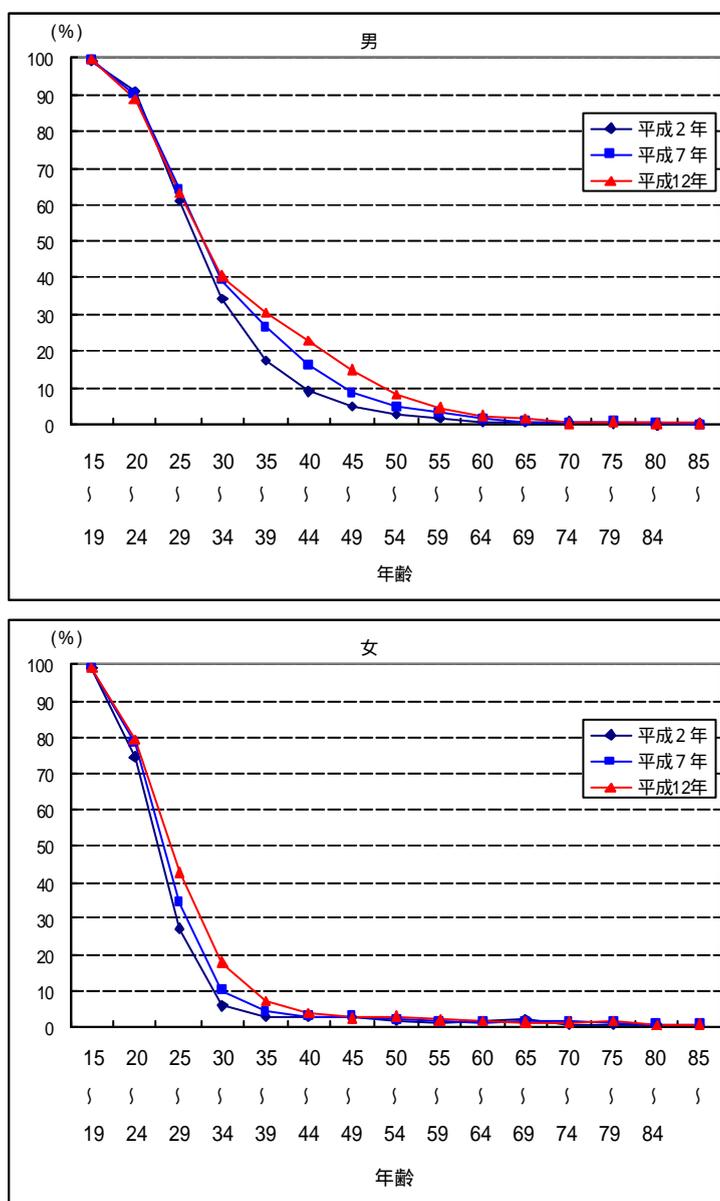
資料：宮城県

(6) 未婚の状況

少子化の主たる要因であるとされる晩婚化・未婚化について平成2年から平成12年までをみると、男性は30歳代から50歳代の年代に年々未婚率が高くなる傾向があり、平成12年をみると40歳代でも1割から2割を超える未婚率となっています。

これに対し女性は20歳代後半から30歳代の年代の未婚率が増加しており男性と同様に晩婚化が進んでいるのがみられますが、それ以降の年代ではほぼ落ち着き、30歳代後半以降の年代では未婚率が1割を大きく下回っています。

未婚状況の推移



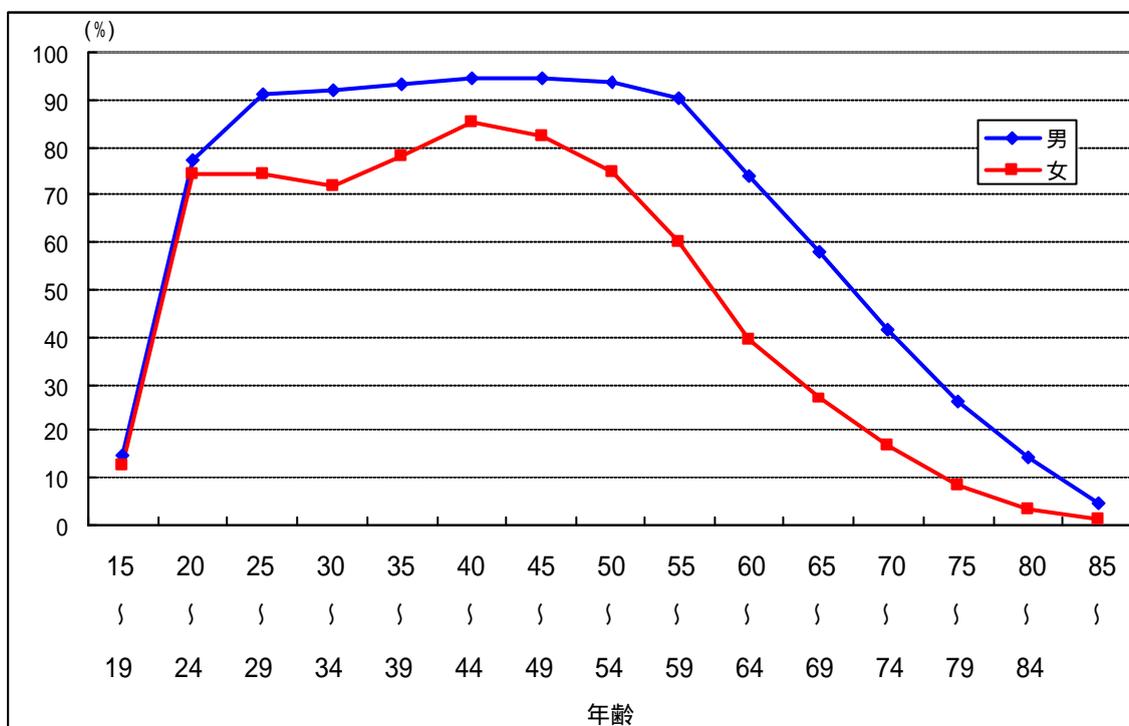
資料：国勢調査（平成2年、7年、12年）

3 就業の状況

(1) 労働力率

本市の労働力率をみると、男性が25歳代から59歳まで90%を超える労働力率を示しているのに対し、女性は40代において80%を超えるものの、全体的には男性より低い状況となっています。特に20～24歳と比較すると25歳から34歳の年代を中心に労働力率が低下しています。これは、結婚や子育てのために仕事を辞め、子育てなどに専念する女性が多いという状況を示しています。

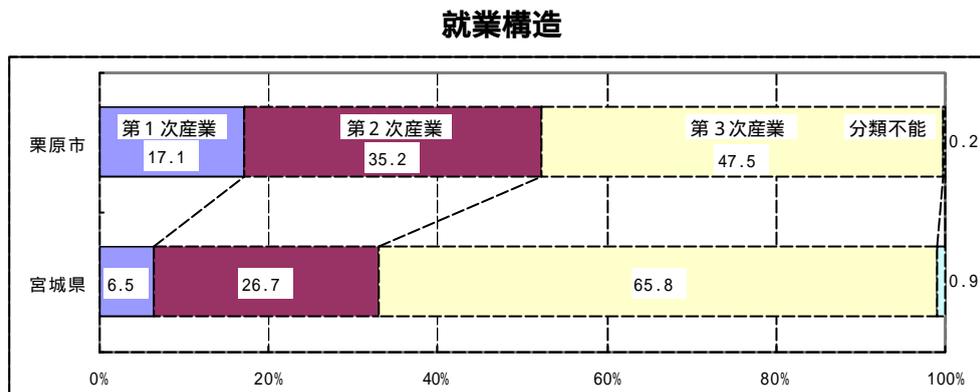
性別、年齢別労働力率



資料：国勢調査（平成12年）

(2) 就業構造

栗原市の就業者数は、平成12年国勢調査で42,322人となっており、第1次産業就業者が17.1%、第2次産業就業者が35.2%、第3次産業就業者が47.5%となっており、宮城県に比べ第1次産業が多い傾向にあります。



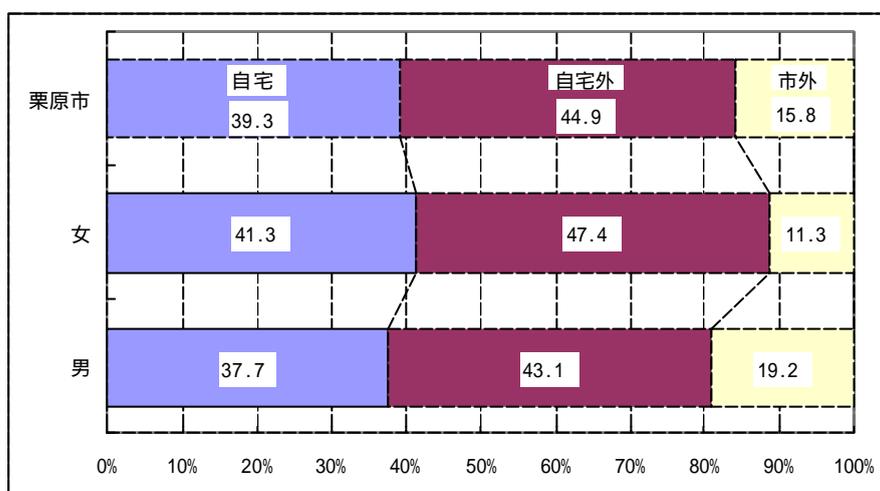
資料：国勢調査（平成12年）

(3) 通勤

平成12年の国勢調査から常住地（夜間人口）による通勤先についてみると、8割を超える住民が昼間の時間、栗原市内に通勤しています。これを男女別にみると、男性に比べ女性のほうが市内での就業率が高くなっています。

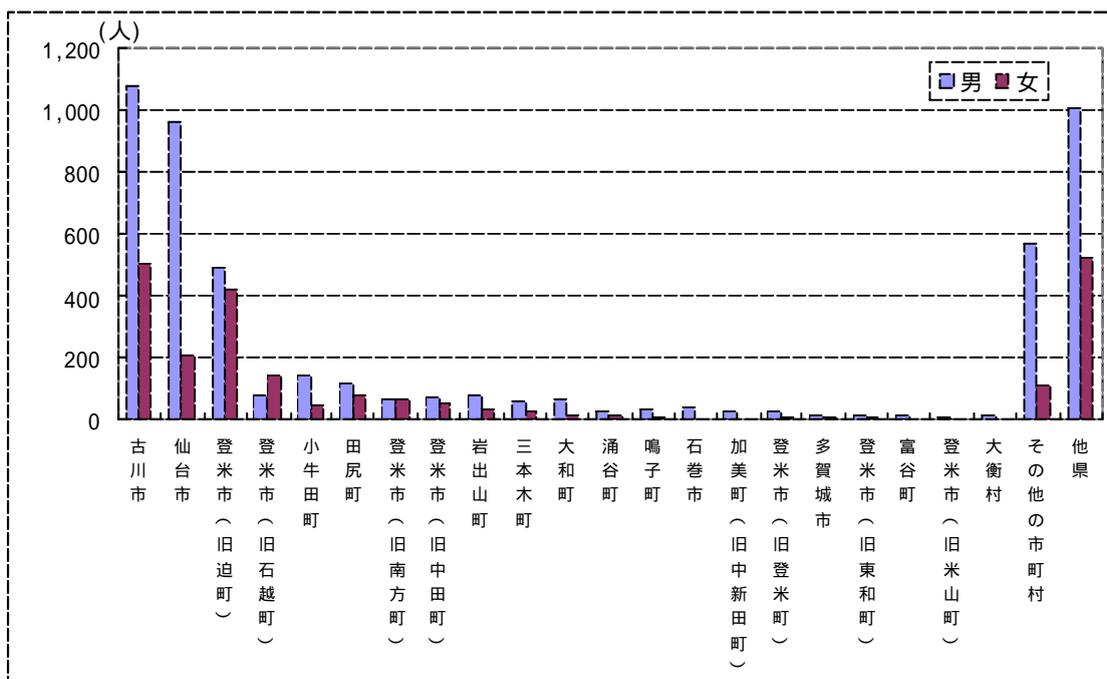
市外の通勤先をみると、古川市、仙台市、登米市（旧迫町）の順で、女性に限ってみると登米市（旧迫町）が仙台市より多く第2位となっています。

通勤の状況



資料：国勢調査（平成12年）

他市区町村の通勤先



資料：国勢調査（平成12年）

4 市民の子育て意識

市民の子育て意識を把握するため、アンケート調査並びに住民代表のインタビュー調査を実施しました。

(1) アンケート調査の結果

実施と概要

本計画策定に当たり、就学前児童と小学生を持つ保護者並びに次代を担う中学生・高校生に対し意識調査を実施しています。

また、計画の具体的な数値目標（特定14事業）を設定するため、保育の利用希望時間等の算出の基礎資料としています。

アンケート調査回収結果

調査対象	有効回収数
就学前児童のいる世帯	3,448票
小学生児童のいる世帯	3,829票
中学・高校生の次代を担う若者	2,780票

アンケート結果（就学前・小学生保護者）

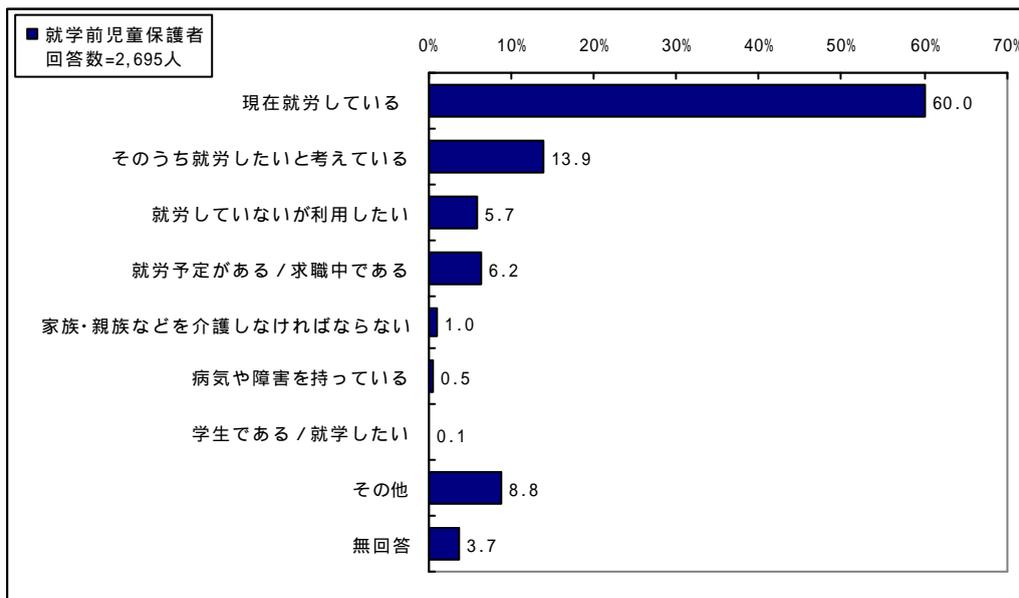
a 施設サービスを利用したい理由

就学前児童の保護者が平日、保育所や幼稚園の施設保育サービスに子どもを預けたい主な理由は、「現在就労している」が最も多く、次いで「そのうち就労したい」の順で、就労関係が約8割を占めています。

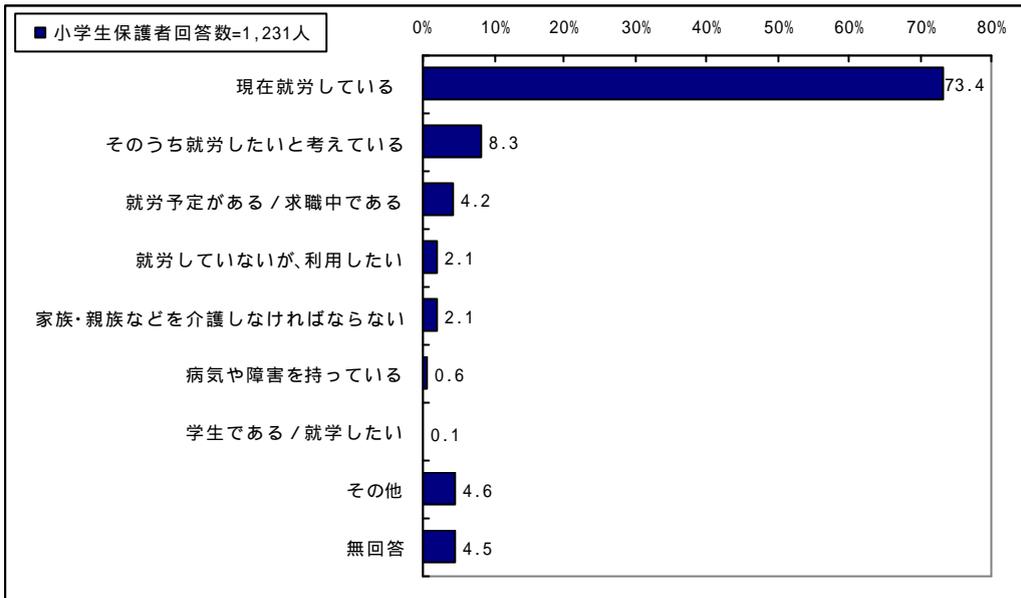
また、小学生の保護者が放課後児童クラブを利用したい主な理由も「現在就労している」が最も多く、次いで「そのうち就労したい」の順で、就労が大きな理由となっています。

この放課後児童クラブに保護者として望むことは、「利用時間の延長、開所日数の拡大」が最も多く、次いで「学校の近くにあること」、「保育料の軽減」について3割を超える人が要望しています。

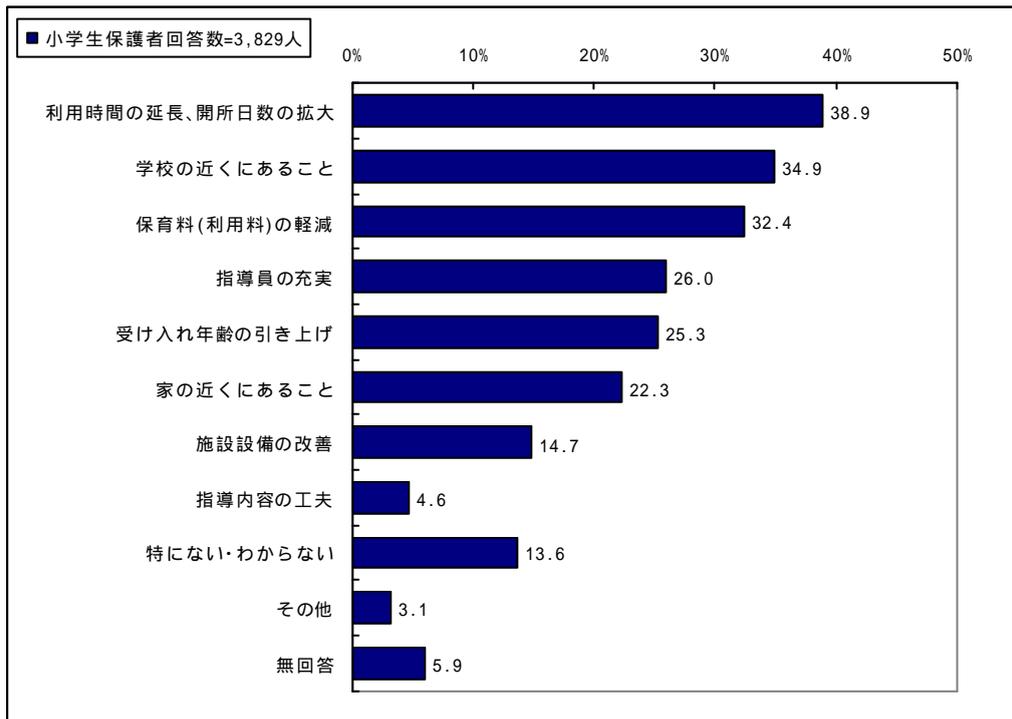
施設保育サービスを利用したい理由



放課後児童クラブを利用したい理由



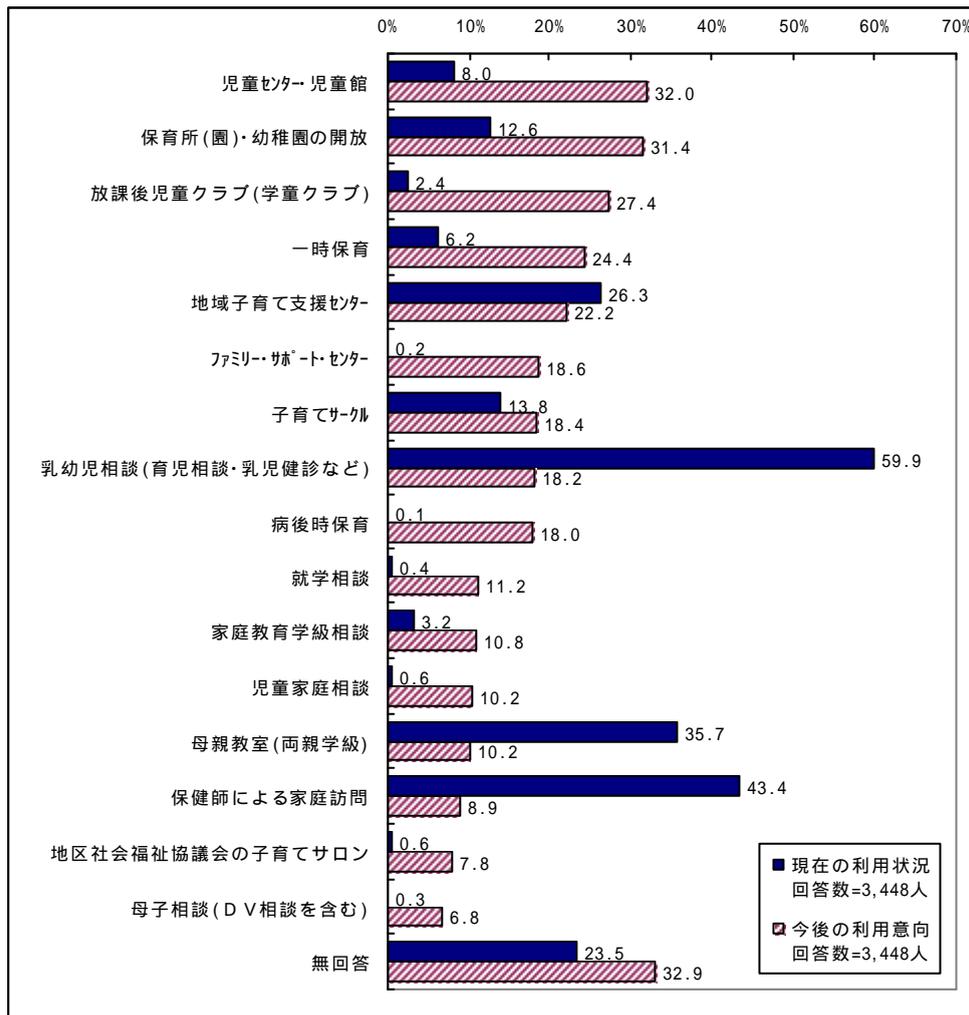
放課後児童クラブに望むこと



b 就学前児童の保護者が望む子育て関連サービス

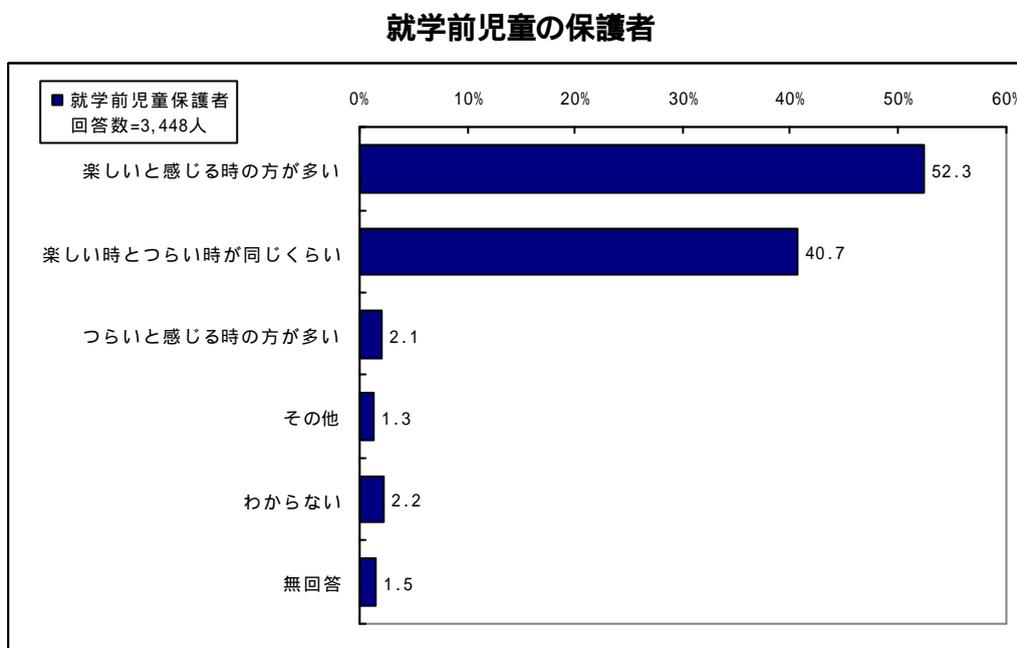
現状における子育て関連サービスの利用は「乳幼児相談」、「保健師による家庭訪問」、「母親教室」が多く、今後の利用意向を見ると「児童センター・児童館」、「保育所（園）・幼稚園の開放」、「放課後児童クラブ（学童クラブ）」、「一時保育」など施設サービスを望む意向が多くなっています。

子育て関連サービスの利用状況と利用意向



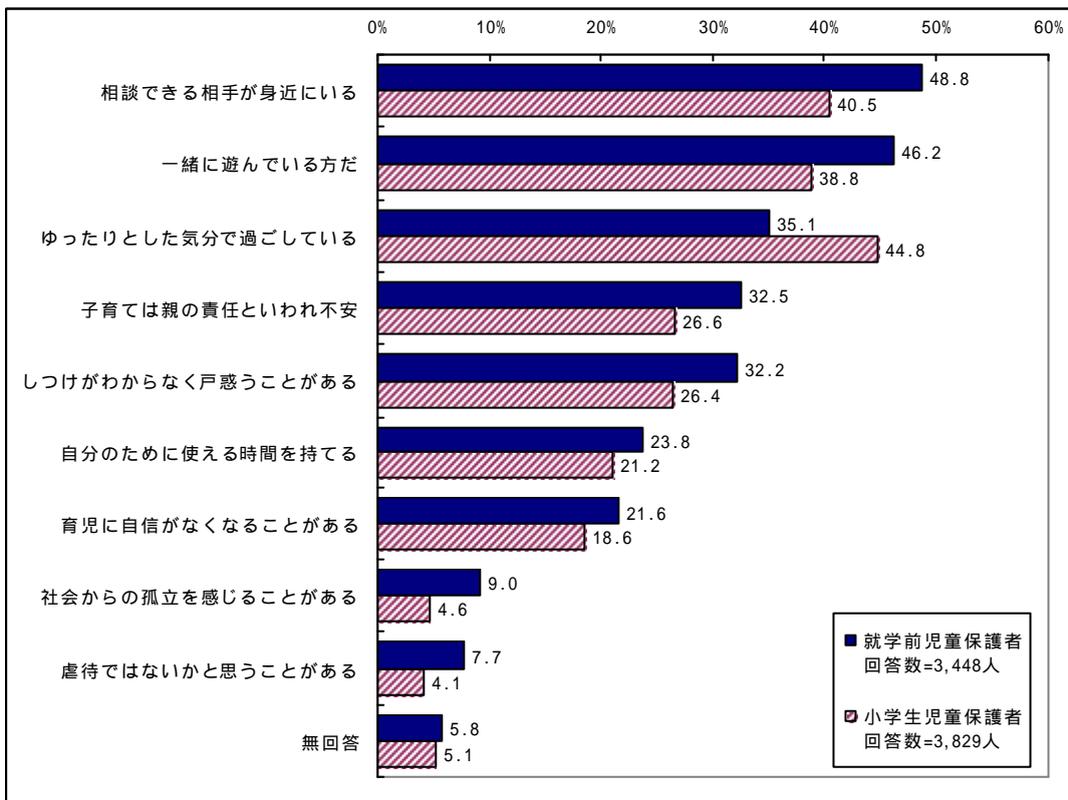
c 子育てについて感じる事

就学前児童の保護者の半数を超える人が「(子育てを)楽しいと感じるときの方が多い」と回答しています。



また、就学前児童及び小学生の保護者ともに「ゆったりとした気分で過ごす時間がある」、「一緒に絵本を読んだり遊んでいる方だと思う」や「悩みを気軽に相談できる相手が身近にいる」が上位にあるものの、「子育てに（親の責任といわれ）不安や負担を感じる」、「しつけがわからなく戸惑うことがある」など子育てに不安を持つ保護者は就学前児童の保護者は3人に1人、小学生の保護者は4人に1人がこれをあげています。

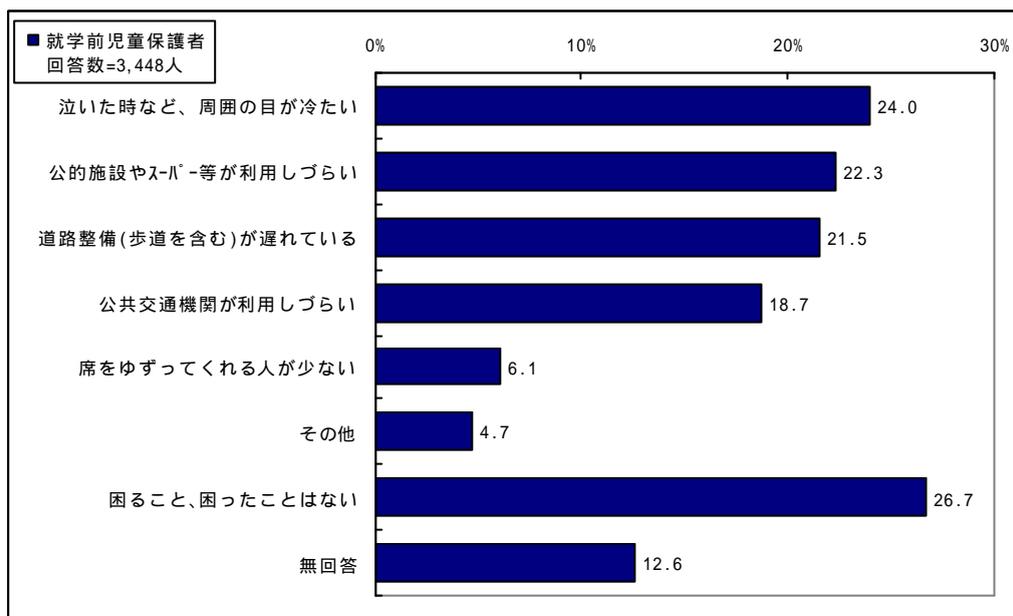
就学前児童・小学生児童の保護者



d 外出で困っていること

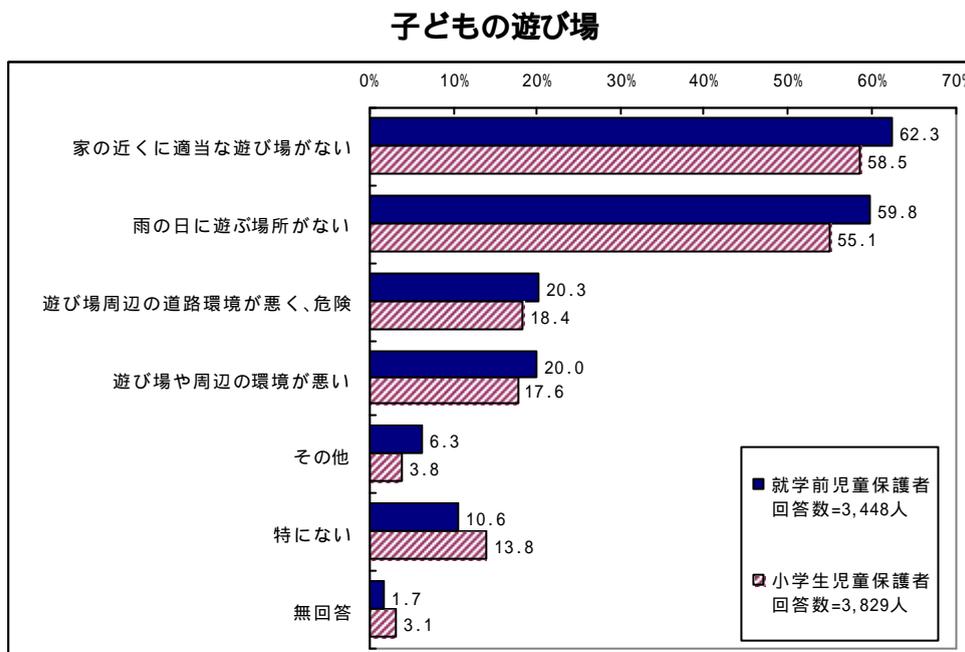
外出で困っていることとしては「泣いたときなど、周囲の目が冷たい」が最も多く、次いで「公共施設やスーパー等が利用しづらい」、「道路整備が遅れている」などとなっています。

就学前児童の保護者



e 子どもの遊び場について

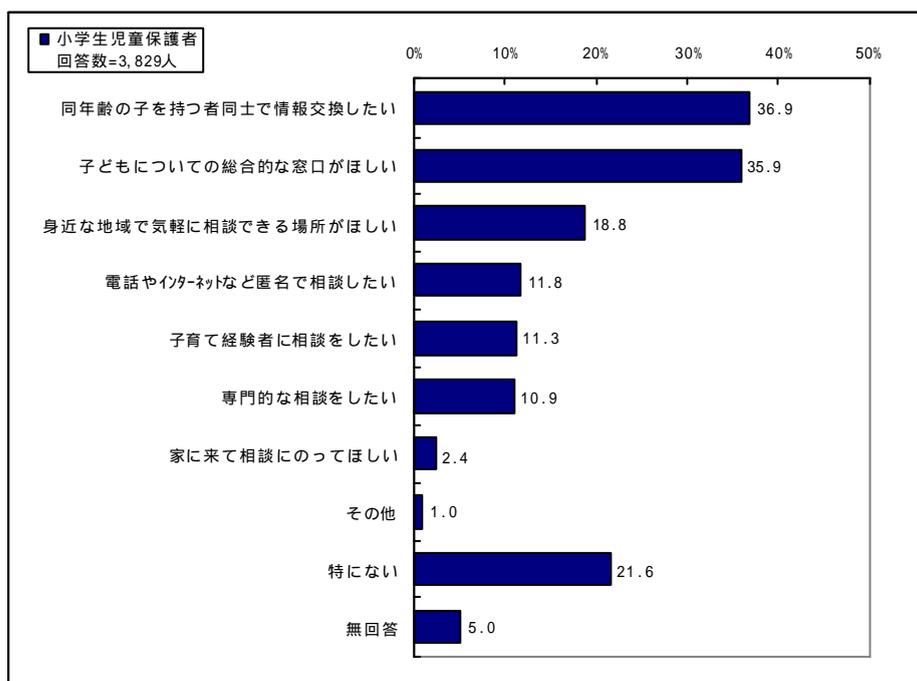
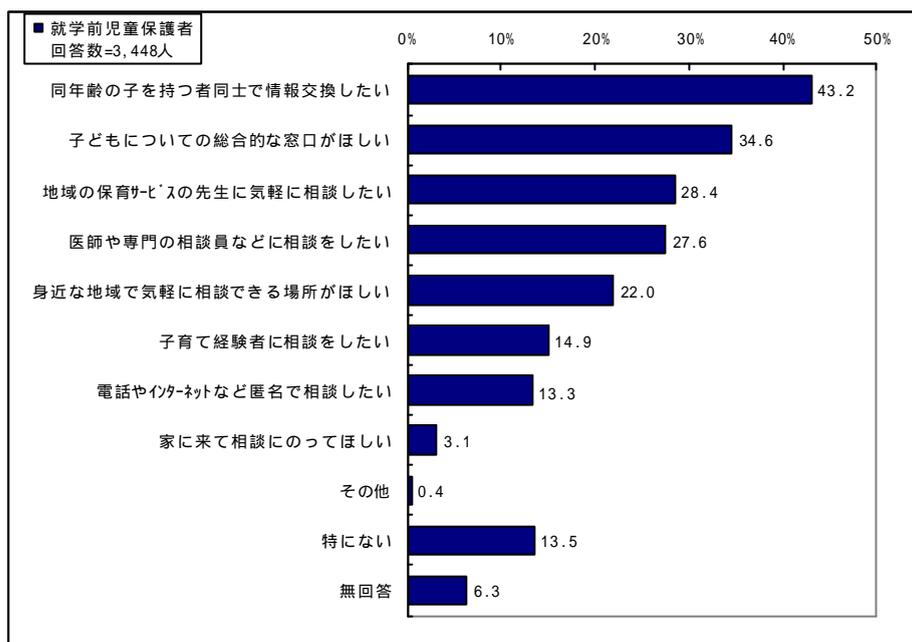
子どもの遊び場について「家の近くに遊び場がない」や「雨の日に遊べる場所がない」を選択した人が半数を超え、この2項目に意見が集中しています。



f 子育ての相談相手、相談場所として希望すること

就学前、小学生の保護者ともに「子どもの親同士で情報交換したい」、
「（何でも相談できる）総合的な相談窓口」がほしい、「医師等の専門家に
相談」したいが上位となっています。いずれの相手や場所へのニーズも、就
学前でより高い結果となっています。

相談相手、相談場所の希望

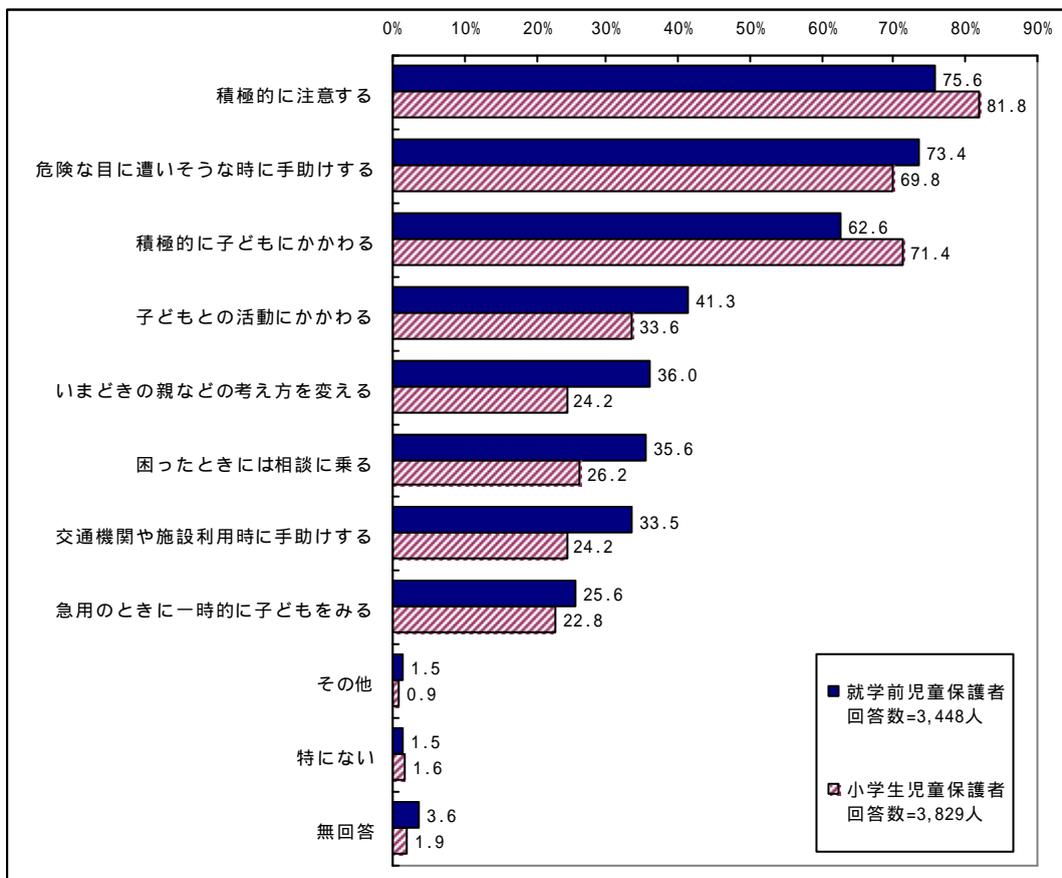


g 子育てのために社会全体に望むこと

就学前、小学生の保護者ともに「子どもがよくないときは積極的に注意してほしい」、「子どもが危険なときは手助けをしてほしい」に回答が集中しています。

子どもが保護者の目から離れている場合、子どもの安全やしつけについて、期待している様子がうかがえます。

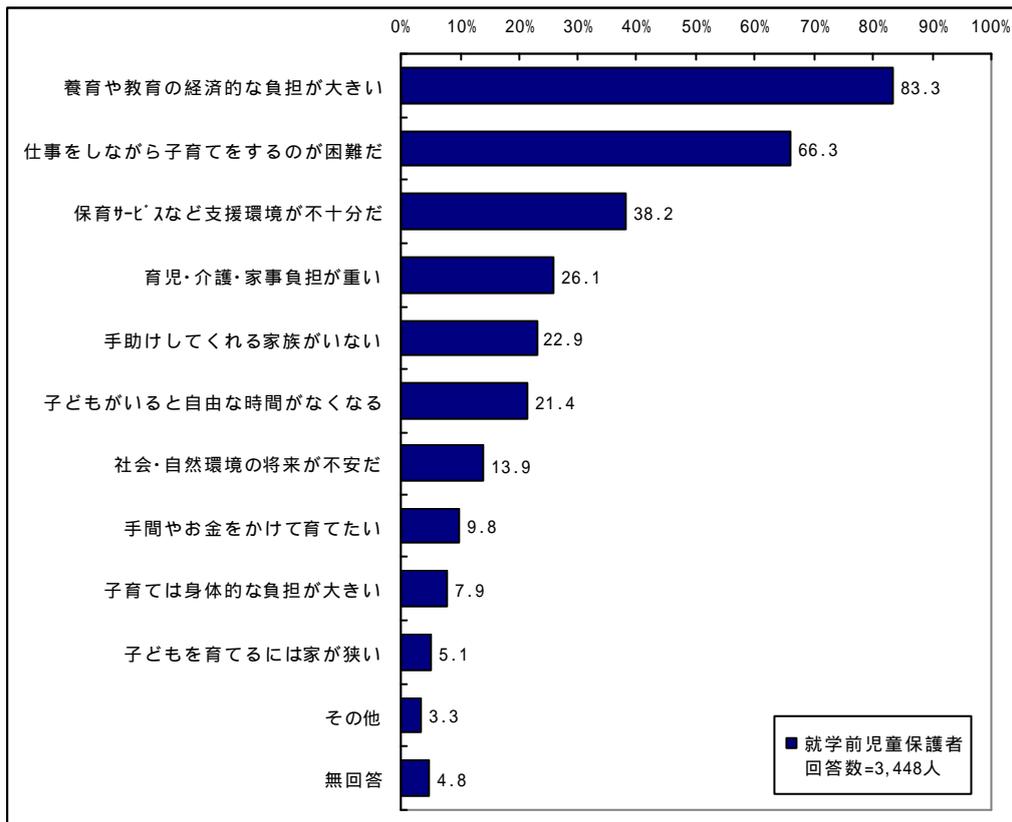
子育てのために社会全体に望むこと



h 子どもが少ない理由

子どもの数が少ない理由として「養育や教育の経済的負担が大きい」をあげる人が最も多く、次いで「仕事をしながら子育てをするのが困難」、「保育サービスなど支援環境が不十分」、「育児・介護・家事負担が重い」の順で、経済的問題が中心となっています。

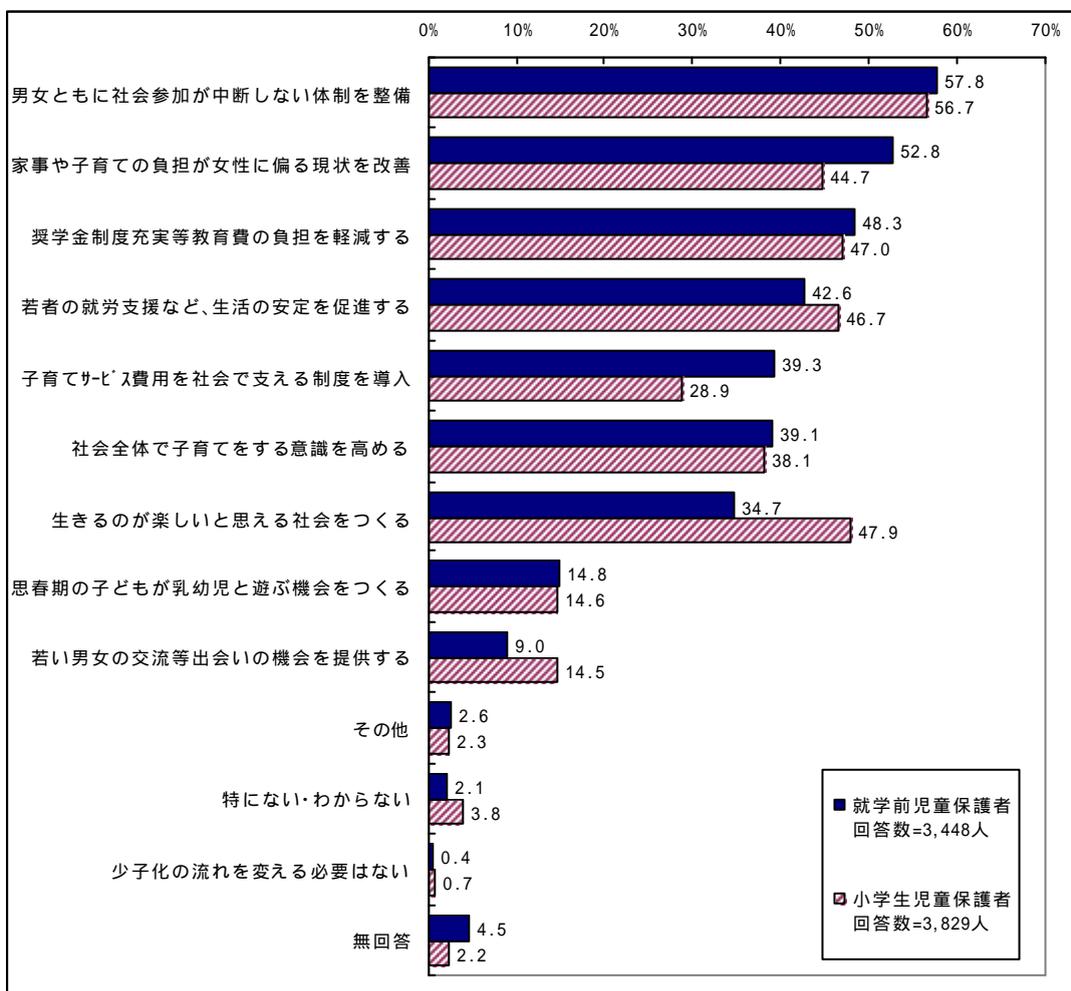
子どもが少ない理由



i 少子化を変えるために重要なこと

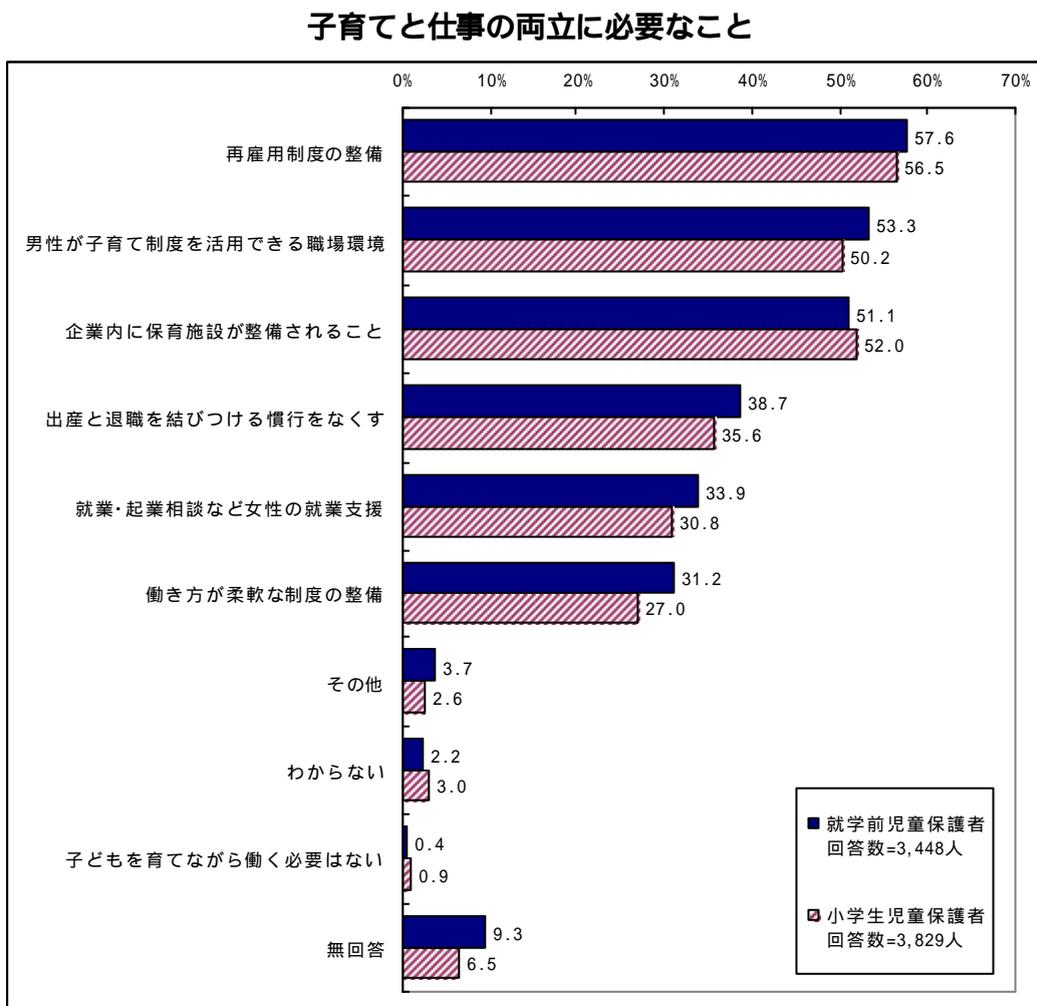
少子化を変えるために重要な課題として就学前児童の保護者、小学生の保護者は「男女ともに社会参加が中断しない体制」を最重要と考えています。その他では「教育費の負担軽減」、「若者の就労や生活の安定」が上位にあるものの、就学前児童の保護者は「家事などの負担が女性に偏る現状改善」を第2位にあげ、小学生の保護者は「生きるのが楽しいと思える社会をつくる」を第2位にあげています。

少子化を変えるために重要なこと



j 子育てと仕事の両立に必要なこと

就学前、小学生の保護者ともに「再雇用制度」や「企業内保育施設」とともに「男性が家事育児を分担し協力する」を半数以上の方が必要としてあげています。

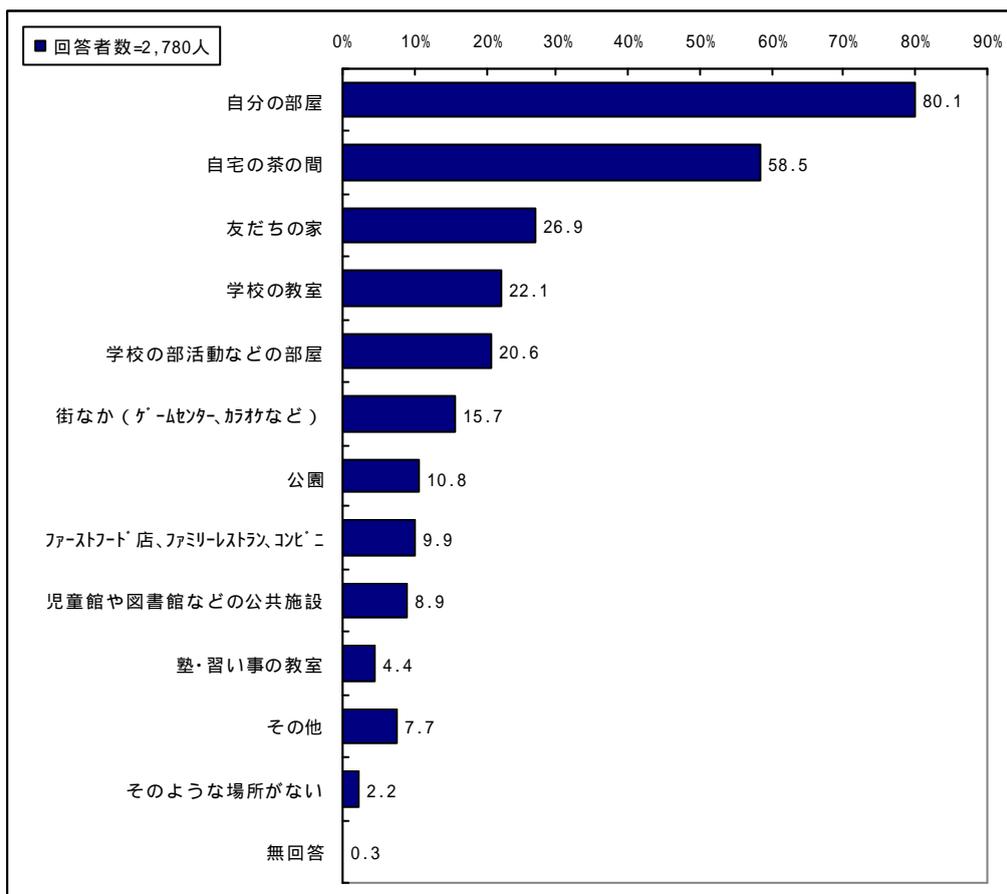


アンケート結果（次代を担う若者：中学生・高校生）

a 居心地のいい場所

居心地のいい場所は「自分の部屋」を8割、「自宅の茶の間」が約6割となり、この2項目に意見が集中しています。

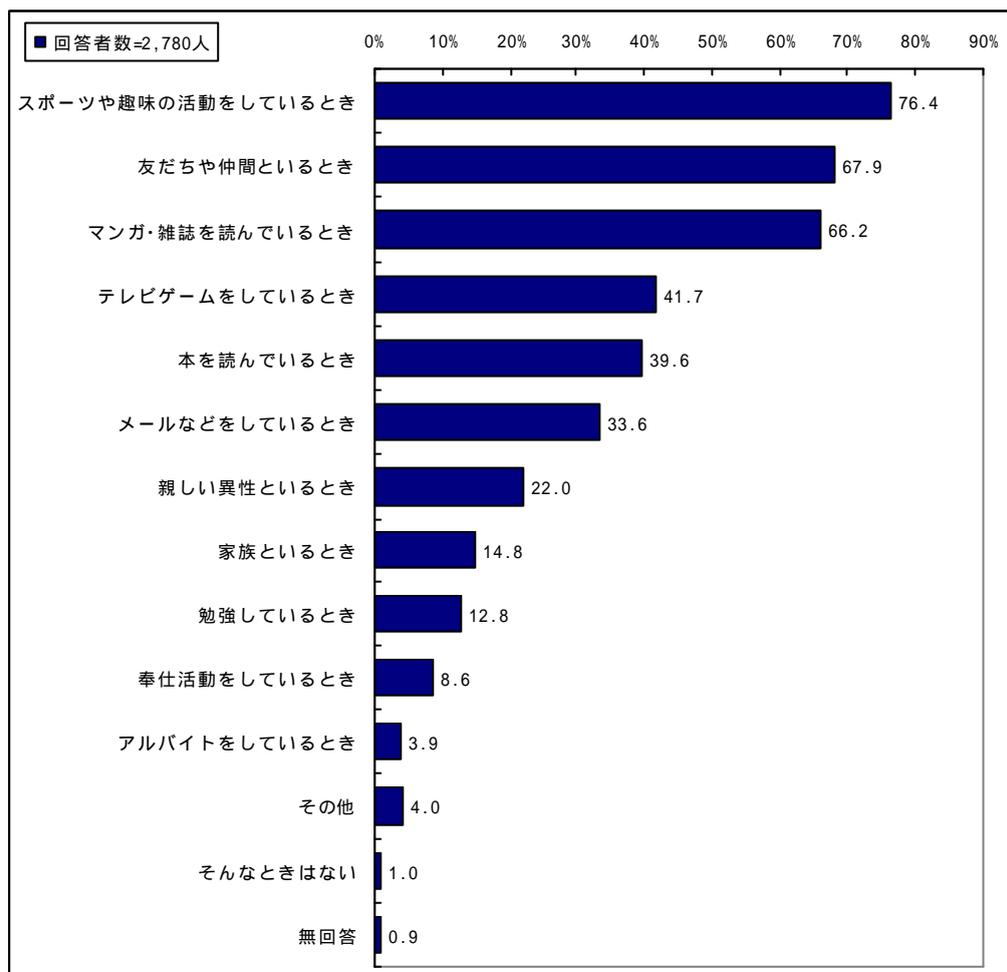
居心地のいい場所



b 熱中したり夢中になれるとき

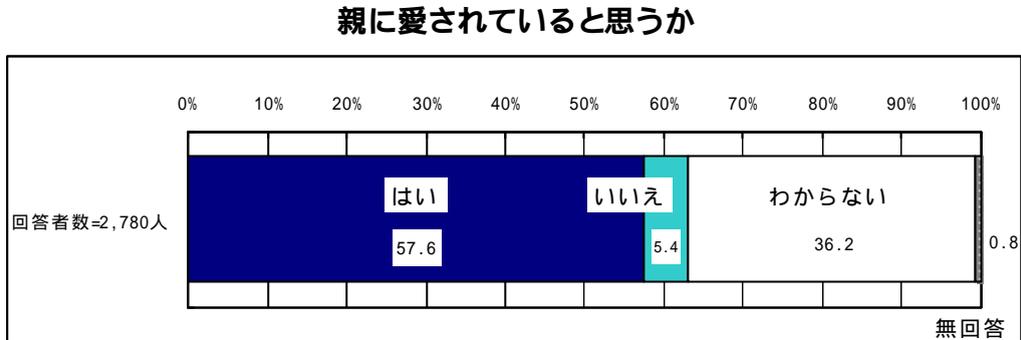
熱中・夢中になれるときは「スポーツや趣味の活動」が最も多く約8割、次いで「友だちや仲間といるとき」や「マンガ・雑誌を読む」7割近くの生徒がこれをあげています。

熱中したり夢中になれるとき



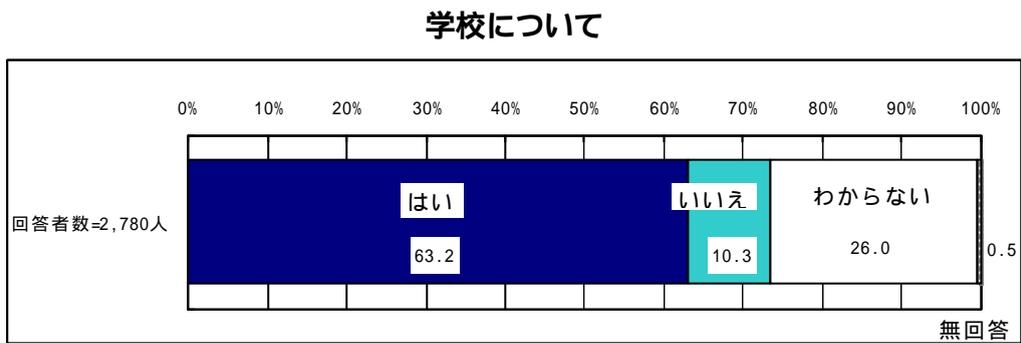
c 親に愛されていると思うか

6割近くの生徒が「親に愛されている」と回答しています。



d 学校について

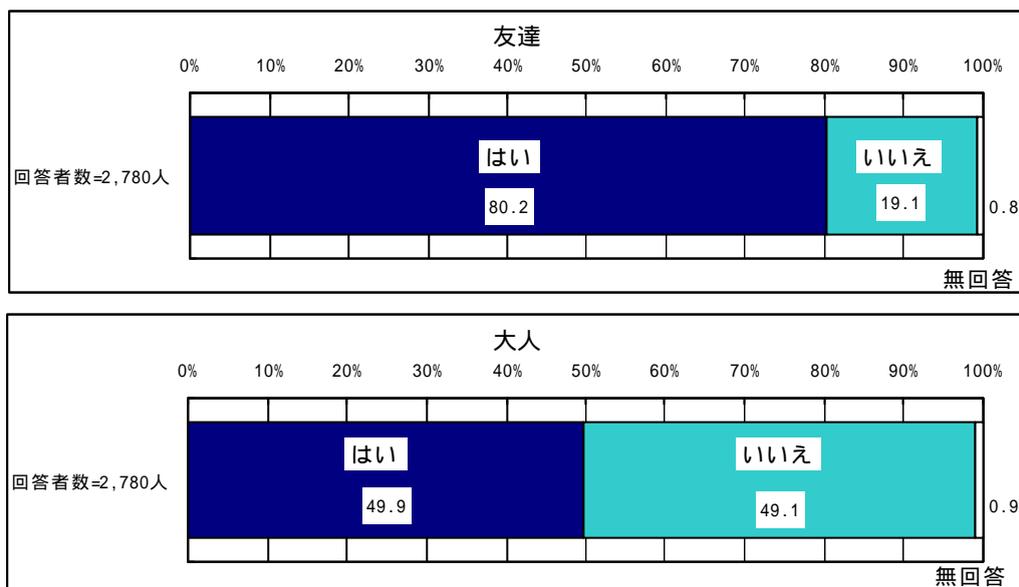
6割を超える生徒が「学校は楽しい」と回答しています。



e 相談できる人

相談できる友達が「いる」生徒は8割、相談できる大人については「いる」生徒は半数であるものの、友達に比べ低いのがみられます。

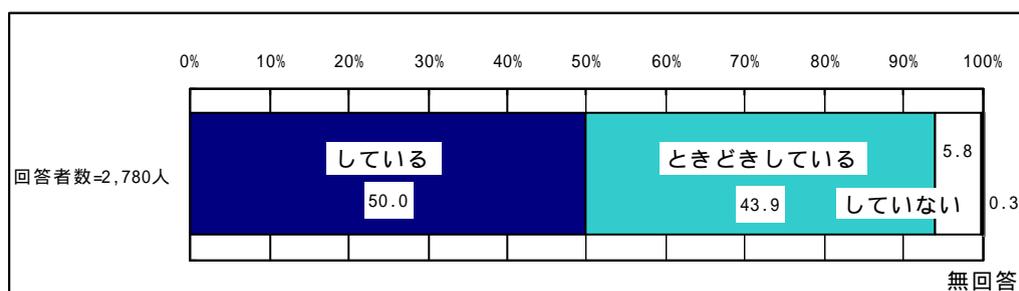
相談できる人



f 近所の人とのつきあい

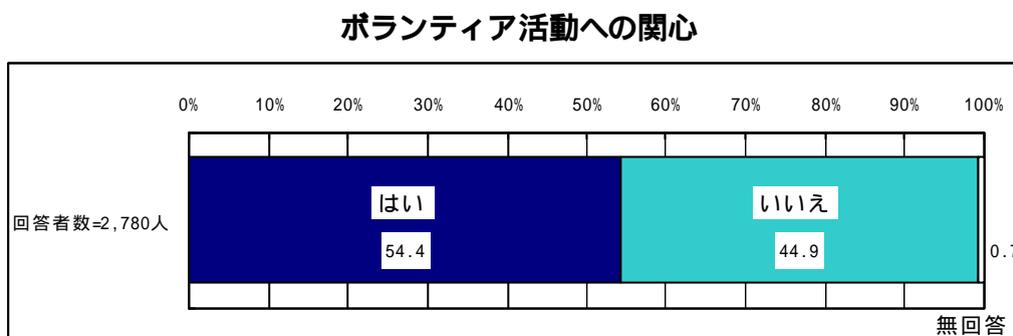
近所の人との挨拶は「している」が半数で、「時々している」を含むと「挨拶」は9割を超える生徒ができています。

近所の人とのつきあい



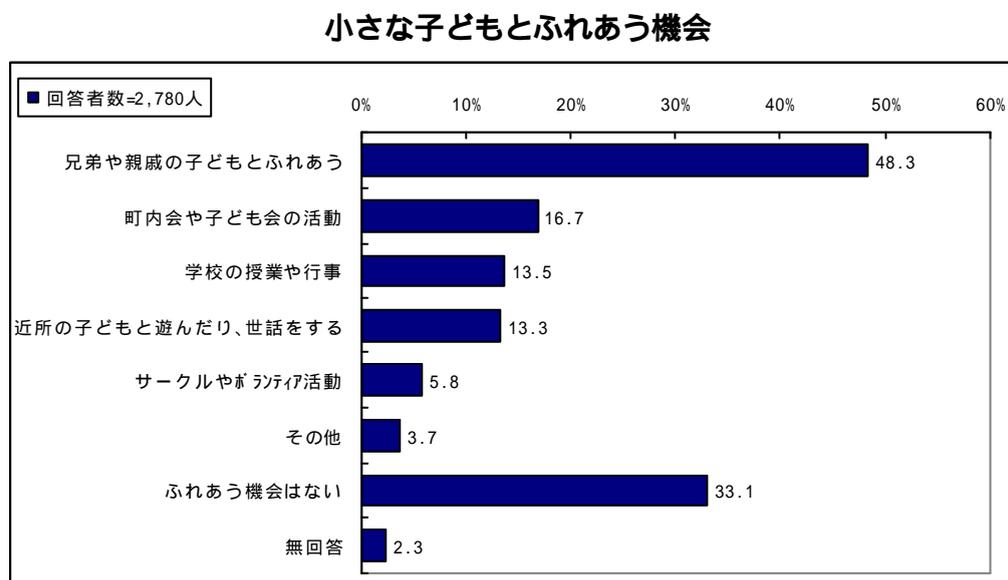
g ボランティア活動への関心

ボランティア活動への関心は、「ある」が5割を超えていますが、関心が「ない」生徒も4割を超えており意見が分かれています。



h 小さな子どもとふれあう機会

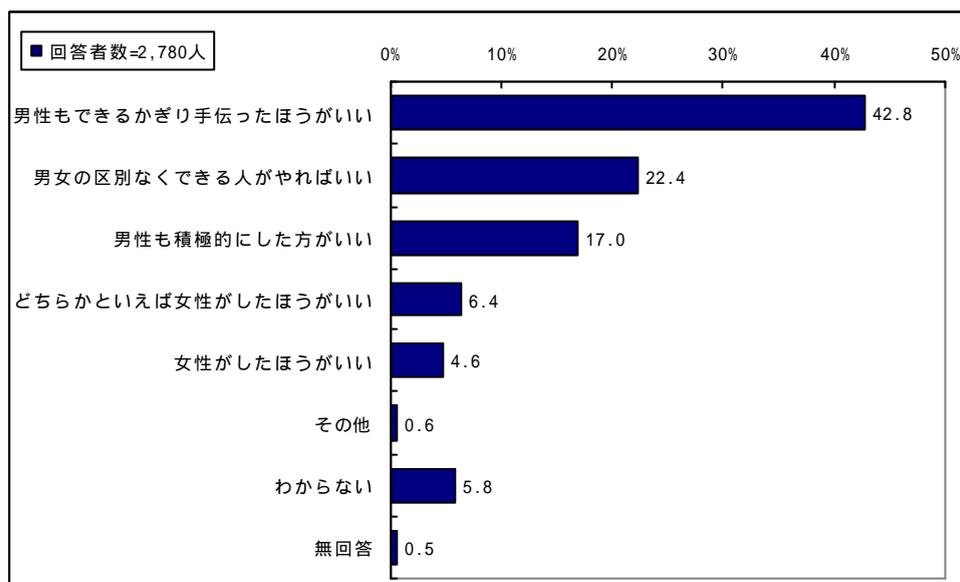
ふれあう機会は、「兄弟や親戚の子ども」がおよそ半数と最も多く、次いで「町内会や子ども会の活動」、「学校の授業や行事」、「近所の子どもと遊んだり、世話をする」の順となっていますが、「ふれあう機会がない」生徒が3人に1人います。



i 家庭での子育てや家事の分担

家庭での子育てや家事は、4割を超える生徒が「男性もできるかぎり手伝ったほうがよい」をあげており、次いで「男女の区別なくできる人がやればよい」、「男性も積極的にした方がよい」の順で、男性も子育てや家事に参加するべきとの考えが大部分となっています。

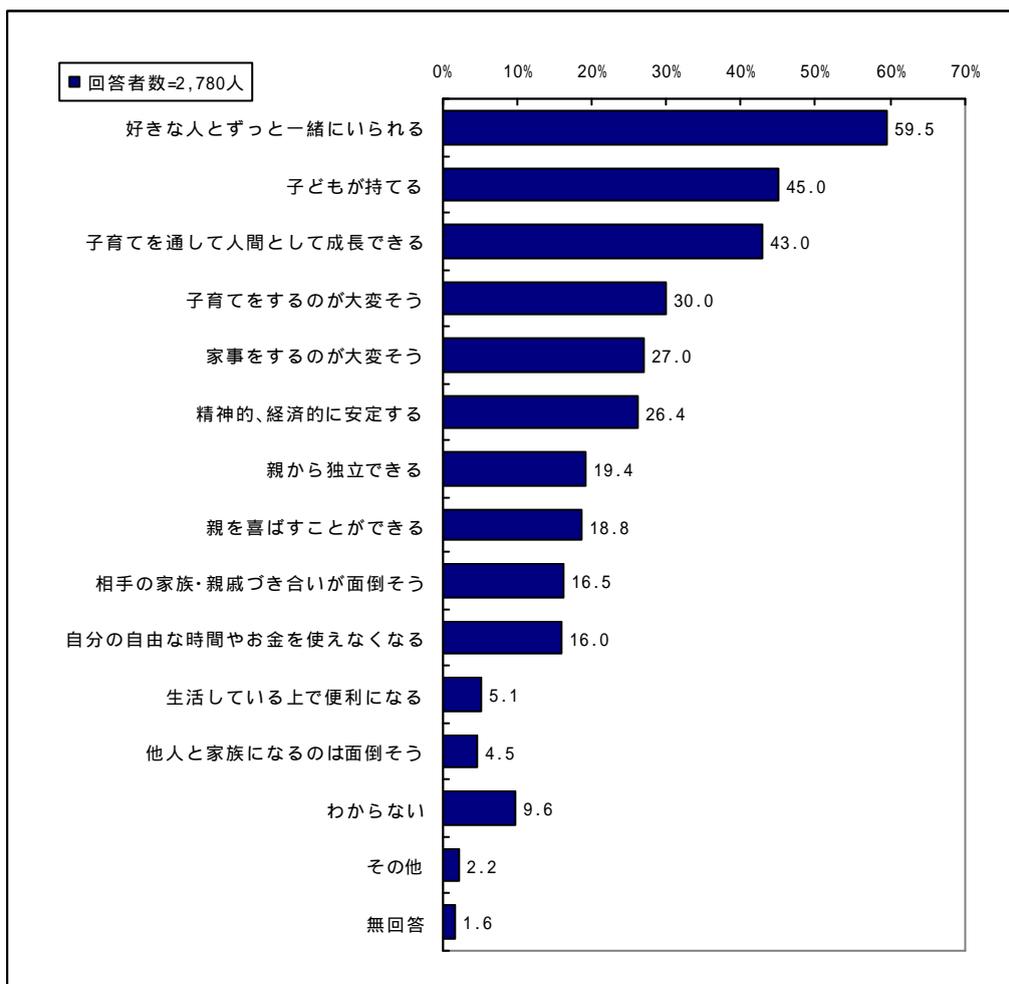
家庭での子育てや家事の分担



j 結婚についてのイメージ

結婚については、6割の生徒が「好きな人とずっと一緒にいられる」をあげ、次いで「子どもが持てる」、「子育てを通して人間として成長できる」の上位3位が約4割以上となっています。

結婚のイメージ



(2) 住民代表インタビュー調査

市民の子育て意識を把握するため平成16年7月8日、9日の両日に保健・福祉・教育機関関係代表、子育て実践中の方、保幼小中PTA、子育て活動団体等保護者代表に意見をお伺いしました。

その意見の要旨は次のとおりです。

- ・「母親の育てる力」を高める施策をすべき、そのためサークル等の実施、横断的に人が集まれる場所が必要。
- ・保育所に子育てをまかせっきりの状況がある。
- ・(保育施設において)親から役場に言ってほしいと頼まれることがあることから、子育ての中心になる場所をつくり物事を言える場が必要である。
- ・母子家庭における子どもの一時預かり等「休日対応」を検討すべきである。
- ・「子育てヘルパー」をつくって見たらどうか。
- ・父子家庭に対応した「家事ヘルパー」をつくって見たらどうか。
- ・「子どもの一時預かり」の場所の確保が必要である。
- ・保健所と連携した障害児等の預かりに対し、対応が難しいことから保健師との連携を図るべき。
- ・障害児の就職時などには保健所が係わりを持つ必要があることから、民生・児童委員と親と保健所の連携が必要。
- ・非行防止対策、子どもの虐待、民生・児童委員・学校・PTAなど各町村で活動しているが、活動に対し地域の理解がない。合併して市になっても広報を残してほしい。
- ・子どもの緊急預かり制度がない。
- ・親のリフレッシュ休暇や障害児への対応が必要。
- ・保育所で対応した親子問題を続けられる体制が必要。
- ・子どもと接しない高齢者をいかに子どもたちと合わせるか。
- ・離婚などで片親の家庭が増えている。
- ・学校と地域の連携が地域自身の連携のベースとはなりにくい。
- ・公民館活動に中学生は忙しく参加できない。
- ・学校・家庭・地域の連携体制が必要。
- ・地域で考え行動できる場づくりが必要。

- ・子どものことを協議する場に親自身が入り込みを拒む。
- ・民生委員と学校の考えの温度差を感じる。会議のリーダーが必要である。
- ・幼・小・中学校の合同委員会をつくっているが、情報交換の場としてはよいが、個人の問題を話し合うことに対しては難しい。
- ・子どもセンターへ報告するが、情報が返ってこない。
- ・妊娠したときから参加できる体制づくりが必要。
- ・他人に話せないことをカウンセリングできる体制が必要。現在3歳児健診でできるがこれでは足りない、いつでもできる状況にしてほしい。
- ・学校放課後や夏休みに見てもらえる場所がほしい。
- ・高校生にカウンセリングがあるが、親にない。
- ・様々な事業を集約して市民に広げることが必要である。支援センターなどでホームページで公表するなど。
- ・毎日でなくても、必要なときに、子どもを預けられる場がほしい。
- ・地区公民館を開放し、ボランティアを活用すべき。
- ・母親が集まれる（趣味も）場がほしい。
- ・保育所は夕方5時から5時30分ごろまでにはいかななくてはならない。仕事から（商店）もう少し遅くまで預かってほしい。
- ・予防接種の個別を集団にしてほしい。
- ・新しくなくても安全で清潔な施設づくりをしてほしい。工作教室など身近な施設。
- ・若い親、一人親へのサポートが必要。

5 計画策定にあたっての課題

(1) 子育て家庭への応援

孤立感や負担感が増している子育て家庭に対し、子育てすることが本来持つ“楽しさ”が持続するよう支援する必要があります。子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮しながら、子育てを男女が協力して行っていくことを支援する取り組みが重要になってきます。

就学前の保護者には、同年齢の子どもを持つ者同士での情報交換の場や専門的な相談、子育て経験者との相談が求められています。

また、専業主婦の子育て不安が高いことも指摘されており、専業主婦を対象とした子育て支援の強化も必要です。

さらに、0歳児の母子密着という過干渉が「良い子」という偽りの自己形成、あるとき突然コントロールできない暴力的な表現などその後の子育てのあり方や子どもの育ちに大きな影響を与える調査なども発表されています。ゆとりを持って、上手に、楽しく子育てができるよう、早期から子育てのコツを学ぶ機会なども必要と考えられます。

(2) 次代の社会を築く子どもの自立の促進

子どもが将来への夢や目標を持ちにくい社会になっています。これは大人社会の責任です。豊かな心の育成とともに、主体的に生きることのできる力を育成することが必要であり、家庭、学校、地域社会が協働し、子どもが目標を見つけるきっかけづくりが求められています。

次代の社会を築く子どもが将来に希望を持ち、自信を持って大人になり、結婚し、子どもを生み、育てることは有意義で楽しいと思えるような施策が求められています。

(3) 地域で育てる意識と仕組みの構築

子育ては基本的には家庭の役割であり、第一義的責任は家庭にあります。しかし、核家族化が進む今日、家庭にのみ子育てを負わせる状況ではなくなっています。子育てしやすいまちづくりには、子育ての楽しさが続くような支援とともに、子育てが地域社会で支えられているという実感が必要です。そのためには、子育てを家庭の問題とするのではなく、子育てすることへの社会的評価を高め、子どもをきっかけとしたまちづくりが求められています。

地域に子どもの声や笑顔があふれるまちづくりは、活気や活力を生み出す新たなエネルギーとなり、コミュニティとしての地域の力（「地域力」）を高めることが期待されます。そのために、地域全体に少子化問題を広く周知し、それぞれの立場での役割を担う、家庭、学校、地域社会、行政が一体となった有効で実効性の高い施策が求められます。また、企業を含めた地域社会の構成員が行うべき役割について提起する必要があります。

計画の基本的方向

1 基本理念

本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨や策定指針にのっとり、以下の基本理念を定めます。

すくすく いきいき 子育てのまち 栗原

2 基本目標

次世代育成支援に関する施策を推進していくため、以下の視点から検討・推進を図ります。

施策の体系 1 地域における子育ての支援

- ・子どもを安心して生み育てることができるよう、保育サービスや相談、情報提供、児童の健全育成事業などの子どもの成長と子育てを応援します。

施策の体系 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- ・親子の健康が確保されるため、保健・福祉・教育の各分野が連携しながら母子保健事業を展開し、健康づくりを応援します。

施策の体系 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ・子ども一人ひとりが自ら持つ個性や可能性を教育や遊び、暮らしのなかで伸ばすことができるよう、家庭、学校、地域が連携しながら様々な事業を展開できるよう応援します。

施策の体系 4 子育てを支援する生活環境の整備

- ・子どもとその家族が、快適な環境のなかで生まれ育ち、活動できる重要な要素となる住まい・地域・生活環境・道路交通などの整備を行い、良好な環境の中で生活できるよう応援します。

施策の体系 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

- ・仕事と子育ての両立を目指し、就業者や企業との連携を図りながら仕事と子育てをする家庭を応援します。

施策の体系 6 子ども等の安全の確保

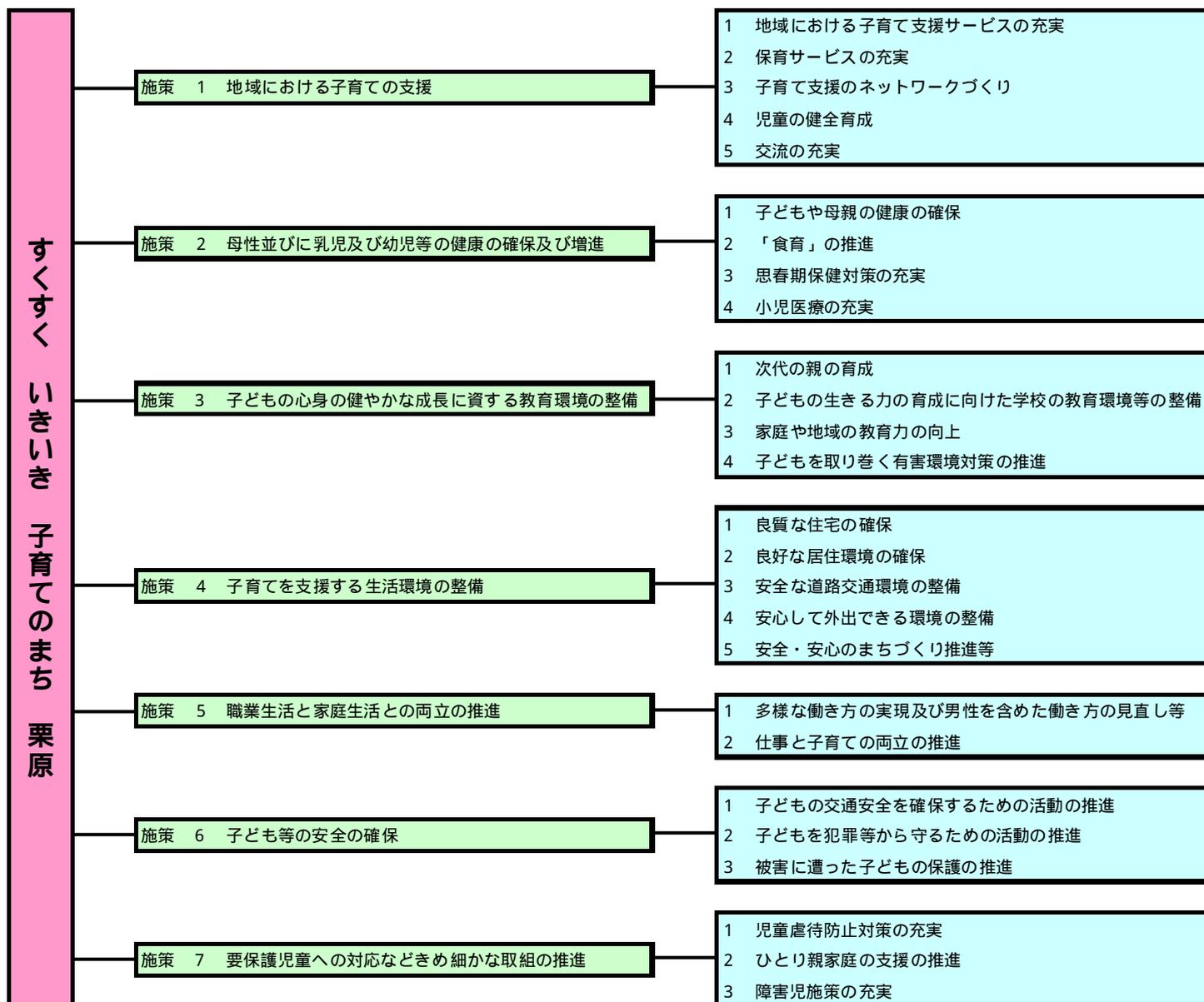
- ・事故や犯罪の被害から子どもを守るため、地域ぐるみで協力しながら安全で安心して生活地域づくりを応援します

施策の体系 7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

- ・子どもへの虐待の防止など適切な対応体制の確保、母子家庭の自立支援、障害児対策などの課題に取り組み、誰もがあたりまえに暮らせる地域づくりを支援します。

3 施策の体系

本計画における施策の体系を次のとおりとします。



第2部 各論

第1章 地域における子育ての支援

現状と課題

本市では、将来的に人口規模は減少傾向で推移すると予測されていますが、当面の就学前児童に関してみると大きな減少が見込まれないことなどから保育所に対するニーズは大きく変化することはなく定数等の規模は現状どおりとみられます。また、核家族化進行や女性の社会進出など社会の変化に伴い保育需要は多様化してきており、時間延長や一時保育などの保育ニーズは多様化してきています。

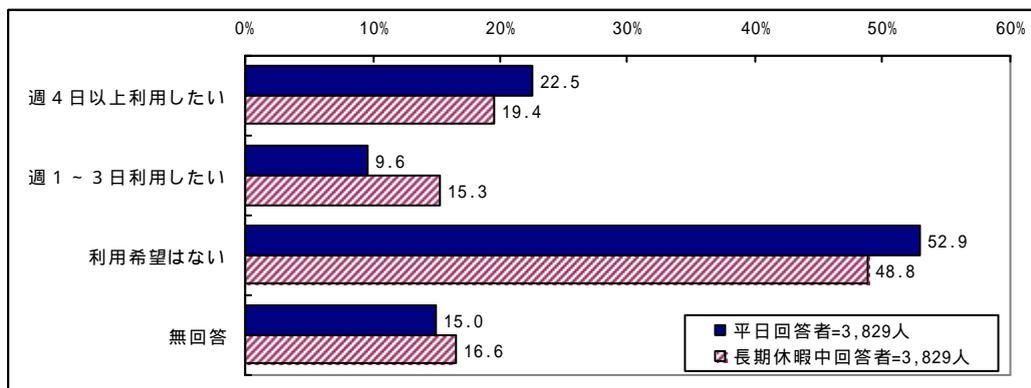
放課後児童クラブは、現在6か所において実施されていますが、今後は国の目標とする各小学校区への設置、地域の公民館、学校・保育所との連携を進めていく必要があります。

青少年の健全育成のため地域子育て支援センターにおける各種活動が大きな役割を果たし、一層の充実が必要となっています。

青少年に対しては、精神的、経済的自立を促し、次代の栗原市を担う住民として、その意識づけが重要となっています。そのために、地域に対する理解や職業やボランティアへの参加、各種体験学習も重要となっています。

ほぼ毎日学童保育を利用したい人は約2割となっています。

学童保育の利用希望



施策の方向

1 地域における子育て支援サービスの充実

(1) 居宅において保護者の児童の養育を支援する事業

乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）

現在実施していませんが、今後必要状況を把握しながら設置について看護師の確保による訪問型または病院施設に併設や連携等による施設型について検討します。

ファミリー・サポート・センター

現在実施していませんが、今後必要状況を把握しながら設置について運営方法も含め検討します。

育児支援家庭訪問事業

助産師、保健師による訪問活動として育児支援家庭訪問事業を検討し、きめ細かな対応に努めます。

(2) 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業

放課後児童健全育成事業

通年型の学童保育は4か所の小学校と2か所の公民館に設置されています。また、夏休み学童保育は、市が実施主体となり6か所において低学年を受け入れ実施されています。今後は、各小学校への設置、学校や各地域の公民館等と連携を図り内容の充実を目指します。

指導員については、ボランティアの参加を促すなど人員体制の強化を目指します。

子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト）

現在実施していませんが、今後必要状況を把握しながら設置について検討します。

幼稚園預かり保育

幼稚園と連携し状況を把握しながら引き続き実施します。

(3) 児童の養育に関する諸問題について、保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言を行う事業

地域子育て支援センター

現在設置されている4か所の子育て支援センターを6か所に充実し、育児相談、サークル活動等を実施、在宅の子育て家庭の支援を行います。また、地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を把握し、保護者への情報の提供を行います。

家庭児童相談

相談者が来庁し、気軽に家庭や児童に関する様々な相談ができるよう家庭児童相談員を配置し対応します。

(4) 自治体の子育て支援事業に関する情報提供・助言及び利用のあっせん等の実施

情報提供

必要な情報が必要な人に届くよう情報提供の手段等について検討します。

育児講座

教育委員会の家庭教育学級や育児講座、各保育所や幼稚園での育児講座を開催します。

事業名	事業の内容	担当課
乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）	保育所へ通所中の児童等が病気の回復期にあり、集団保育の困難な期間、その児童を保育所、病院等に付設された専用スペースで、または派遣された保育士等が児童等の自宅等において一時的に預かります。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	保育等の援助を受けたい人と行いたい人を会員とする組織により、保育所への送迎、一時的預かり等育児についての助け合いを行います。	子育て支援課
子育て支援ホームヘルパー派遣事業	出産直後の母親のいる家庭で、親族などから家事援助が望めない家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し家事援助をすることで子育て支援を図ります。	子育て支援課
放課後児童保育室事業の充実	保護者が仕事等により、昼間家庭にいない小学校の児童に対して、授業の終了時などに児童館等を利用して適切な遊びや生活の場等を与え、健全育成を図ります。	子育て支援課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病、仕事あるいは社会的事由、育児疲れ等により児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童又は緊急一時的に保護を必要とする母子等を短期間（原則7日間）児童養護施設等で預かります。	子育て支援課

事業名	事業の内容	担当課
幼稚園預かり保育事業	地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間終了後に希望する者を対象に行う教育活動である「預かり保育」について、公立幼稚園において実施の拡大を図るとともに、市内私立幼稚園に対し人件費等の補助を行います。	学校教育課
地域子育て支援センター事業	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	子育て支援課
家庭児童相談	日常電話又は来庁によって児童の相談を受け指導を行います。さらに必要があれば専門機関への紹介をします。	子育て支援課
保育サービスに係る情報提供	保育サービスの利用者による選択や質の向上のために、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。	子育て支援課
サービス評価の仕組みの導入・実施	保育サービスの評価等の仕組みの導入・実施について取り組みを進めます。	子育て支援課

2 保育サービスの充実

(1) 保育所定員

保育所については、地域の隔たりによる待機児童の発生などがないよう定員の確保を図ります。

(2) 延長保育事業

現在市内2か所の保育所で実施していますが、今後必要状況を把握しながら継続的な事業として充実していきます。

(3) 休日保育事業

現在実施していませんが、今後必要状況を把握しながら実施について検討します。

(4) 一時保育事業

一時保育については平成16年度において6か所で実施しており、保護者の疾病、リフレッシュなど多様な利用形態がみられるため、事業の充実・拡大を図ります。

事業名	事業の内容	担当課
保育所の運営	保護者の労働又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に保護者に代わり、保育所での保育を実施します。	子育て支援課
保育所の建替え	老朽化した保育所を順次建て替えます。	子育て支援課
産休明け保育の充実	出産後の養育者の就労と子育ての両立支援を図るため、産休明け保育事業の充実を図る。	子育て支援課
延長保育事業	通常保育の時間帯の前後に延長して児童を預かる事業です。国の基準が11時間となっているため、この時間を超えて保育を実施する場合に、これを補助します。	子育て支援課
休日保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、日曜日・祝日を含め年間を通じて開所し、保育に欠ける児童を預かります。	子育て支援課
一時保育事業	非定型的保育サービス・緊急保育サービス等、多様な保育サービスを実施します。	子育て支援課
特定保育事業	3歳児未満が週2～3日程度又は午前か午後のみ必要に応じて柔軟に保育を利用できる特定保育事業を実施します。	子育て支援課
幼保一体化への対応	国の検討の動向を見ながら幼保の一体化について検討します。また、保育所から小学校の教育へ円滑に移行できるよう、保育所における幼児教育の充実を図ります。	学校教育課

3 子育て支援のネットワークづくり

(1) 子育てネットワークの整備

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの整備を検討します。

(2) 情報提供体制の強化

各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、情報の提供を図ります。

また、広報活動を通じて、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。

各保育所や幼稚園におけるホームページの設置、充実・活用を進めます。

事業名	事業の内容	担当課
子育てサークルの支援	子育ての各種サークルの活動を支援するため、場所の提供、保健師、栄養士、保育士等の人材の派遣等の支援を行います。	子育て支援課
子育て支援ネットワークの形成	家庭教育の支援を図るために家庭・学校・幼稚園・保育所・子育てサークル・関係機関・関係団体などによる子育てネットワークを形成し、様々な事業を実施するとともに、その支援を実施する子育てサポーターを養成するなど、市内の子育て支援体制を整備します。	子育て支援課
子育てガイドマップの作成	子育てに関する情報をとりまとめ、子育てマップや子育てガイドブックの作成を行います。	子育て支援課
ホームページへの子育てコーナーの設置	市のホームページに子育てのためのコーナーを設置し、保育・保健・教育・健全育成等の子育てに関する情報が一元的に検索できるようにします。	子育て支援課

4 児童の健全育成

(1) 児童の居場所や活動の場の確保

既存施設を利用した居場所づくり

調査結果では、「雨の日に遊べる場がない」「家の近くに遊び場がない」という意見が多くみられました。これらをふまえ、子どもたちが気軽に遊び、親同士も雨の日も気軽に集まれる場を確保するため、児童館等公共施設の整備・充実、民間の既存施設の有効活用を検討します。

中学生・高校生の居場所づくり

中学生や高校生などについても、自由に遊び、安全に過ごすことのできる放課後及び週末、さらには夏休みなど長期休暇時の居場所づくりを、既存の公共施設等を活用しながら進めます。

体験学習の場の整備

青少年を対象とした自然体験活動を始めとする多様な体験活動の機会を整備します。

(2) 健全育成及び非行対策

教育・啓発活動

学校での学習への適応指導、生活習慣指導、性の逸脱行動の問題点等について適切な指導を促進します。

少年非行の防止及び立ち直りの支援

少年非行を防止するため、学校、保護者、地域との連携により見回りパトロールを強化するなど、犯罪を未然に予防する地域社会づくりを進めます。また、少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援に対しては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処します。

(3) 引きこもり及び不登校への対応

引きこもり、不登校及び学習障害児については、スクールカウンセラー、学習サポートコンダクターによる対応を行い、学校、保護者のほか、民生・児童委員や地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処できるように努めます。

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもに対する悪影響が懸念される性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等について、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民との連携・協力により、これらを販売する書店やコンビニエンスストア等に対し、自主的措置を行うよう働きかけます。

(5) 民生・児童委員活動の充実

児童虐待への民生・児童委員の対応等、地域活動における役割はますます小さくなっています。今後とも、連絡体制を十分にとって活動を支援していきます。

事業名	事業の内容	担当課
青少年市民会議の推進	青少年の健全な育成を市民総ぐるみで推進することを目的に、この会議の趣旨に賛同する者、青少年関係団体、関係機関を持って組織し、心の声かけ運動など様々な活動を行います。	生涯学習課
児童・青少年の居場所づくり	小学生の放課後児童クラブの充実のほか、中学生や高校生などについても、自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進めます。	子育て支援課 生涯学習課
青少年の体験活動推進事業	青少年が体験活動を通じて、健全な心身の発達を促すための事業を推進します。また、職業体験や自然体験などの事業の充実を図ります。	生涯学習課
主任児童委員連絡会議	委員間の情報交換や研修の場として、地域における児童の健全育成にかかわる委員の資質の向上を図ります。	生活福祉課
民生委員・児童委員研修会	児童福祉部会において、子育てに関する講演会や児童施設の見学研修などにより、地域における児童の健全育成にかかわる委員の資質の向上を図ります。	生活福祉課

5 交流事業の充実

(1) 世代間・異年齢児との交流

現在各保育所・幼稚園で実施している世代間交流や異年齢児交流の充実を図ります。また、中学生や高校生の保育ボランティアへの参加を促します。

(2) 子育て相談や未就園児の親子登園等の推進

子育て相談や未就園児の親子登園等を推進していくため、保育所、幼稚園の園庭・園舎の開放を進めます。

事業名	事業の内容	担当課
保育所地域活動事業	地域の親子や高齢者と保育所の子どもたちが、もちつきなどの行事やレクリエーションを通して、世代間・異年齢児による交流を図ります。	子育て支援課
保育所園庭開放	保育所の園庭を開放し、保育所の子どもと地域の子どもがふれあいながら遊び、交流を図ります。	子育て支援課

第2章 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

現状と課題

母子保健事業は、出産、子育ての最初の段階であり、母子の健康維持や健やかな乳幼児の発達のために重要な役割を果たしています。これら母子保健事業については住民アンケート調査では概ね評価されています。

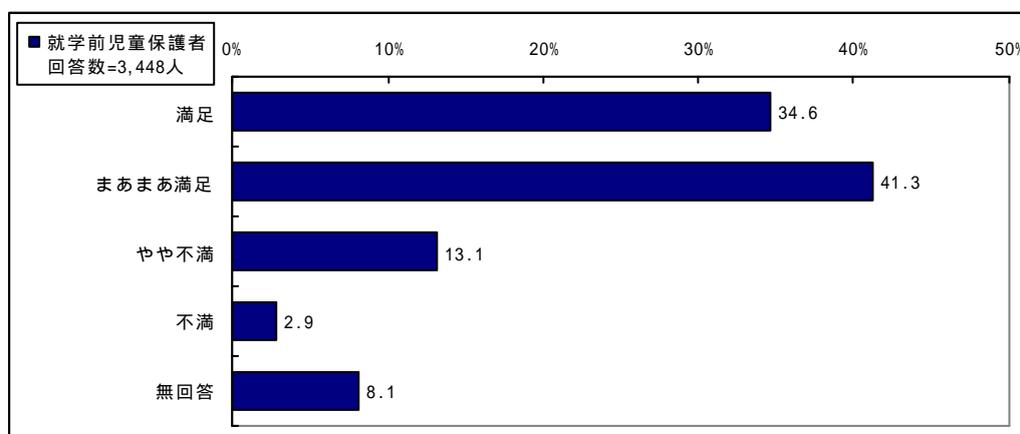
生活習慣病についての関心が高まるなかで、中高年になってからの健康づくりは難しく、子どものころからの健康づくりや生活習慣が重要視されるようになってきています。

最近では、子育て不安を訴える母親の増加や、幼児虐待の問題もあり、悩みを抱える母親の相談や指導において母子保健分野の役割も大きくなっています。

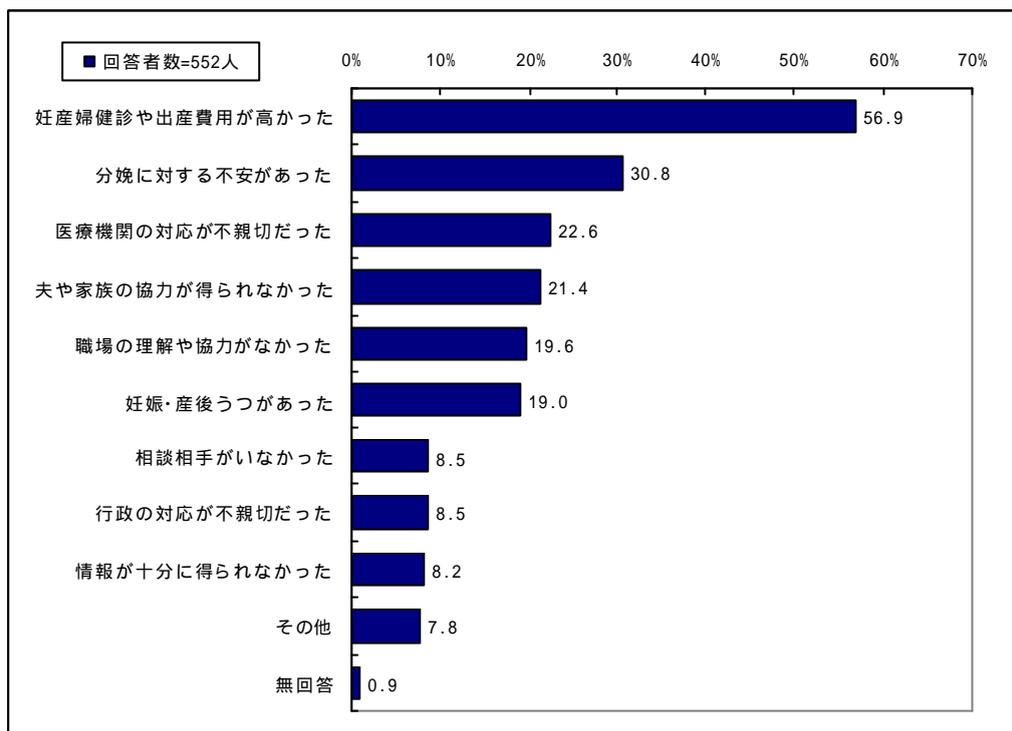
さらに、次の世代の父親や母親になる人に対し、出産、子育てに関する意識づくりや飲酒・喫煙・薬物等に対する危険性を伝える思春期保健事業も重要となってきています。

7割を超える人が妊娠・出産に満足していますが、不満を持つ人の理由として「妊婦健診や出産費用が高い」に意見が集中しています。

妊娠・出産の満足度

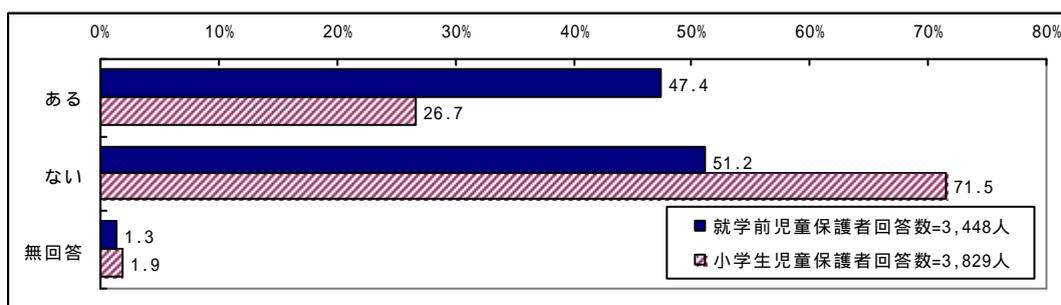


妊娠・出産に不満を持つ理由



子どもが急病の場合に、すぐに診てくれる医療機関が見つからず困ったことがあるのは、就学前は約半数、小学生はおよそ4人に1人となっています。

医療機関が見つからず困ったこと



施策の方向

1 子どもや母親の健康の確保

(1) 母子健康手帳交付時の指導と相談

親子の健康の確保に向けては、妊娠届の提出と母子健康手帳の交付が第一歩となります。

広報等で周知を図るとともに、母子健康手帳交付時の指導・相談を充実し、妊

婦が安心して出産の準備ができるよう努めるとともに、母子保健サービス等の説明などにより、健康診査や保健指導を利用できるように努めます。

(2) 妊産婦・新生児等訪問指導

保健部門だけでなく、民生・児童委員や社会福祉協議会、福祉部門などとの連携を強化し、必要とされる家庭に対し、乳児の養育、健康管理に必要な知識と適切な情報提供を実施します。また近年、産後うつ病など精神的な症状を持つ母親も見受けられることから、出産後早期からの支援を実施します。

各種乳児健診等で継続して指導が必要な子どもとその家庭に対しては、保健師が訪問し、精密検査や専門機関への紹介、個別相談などへつなげます。複雑化する問題に対応できるように、専門相談員等の確保を含め相談体制を整備します。

(3) 妊婦・乳児健康診査

乳児健診、1歳6か月児、3歳児等の健診や歯科健診については、子どもの月齢に応じた発育・発達を確認し、疾病や異常等の早期発見と親子の心身の健康保持を図る目的で実施します。これまででも取り組んできた未受診者への対応を継続し、受診率の向上を図ります。

また、こうした乳児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発を行います。

妊娠・分娩時の突発的な緊急事態に対応するため、周産期医療体制の確保が進められており、搬送体制なども含め県や医療機関と連携して対応します。

(4) 育児相談

母親学級や育児相談については、父親の参加も含めて呼びかけを行います。また、親の育児不安の解消等を図るため、乳児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ります。

(5) 学校保健法による健康診査等

学校保健計画に基づき、各種定期健康診査による疾病の早期発見と健康状態の把握、衛生管理を推進します。

学校が家庭に配布する保健だより等では、健康増進を啓発し、最近では心の健康

などを取り上げ、教育相談と連携して進めており、今後は家庭との理解と協力が得られるような方策を取り入れます。

事業名	事業の内容	担当課
乳児健診	乳児を対象に発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図るために実施します。	健康推進課
乳児歯科健診の充実	歯科健診及び歯科衛生士によるブラッシング指導を実施しているが、市民の利便性を考え、実施か所や対象月齢の拡大を図ります。	健康推進課
乳児相談の充実	保健師と栄養士・歯科衛生士が協力して相談を実施します。利用者が気軽に相談できるよう、利便性を考慮し、周知方法等を工夫しながら推進します。	健康推進課
新生児・乳児・妊産婦訪問指導	訪問指導が必要な乳児及び妊産婦の家庭を保健師、栄養士等が訪問し、保健指導や相談を行います。とりわけ、育児不安の大きい出産直後から新生児訪問指導を行い、母の不安解消や乳児の健やかな成長の一助とします。	健康推進課
妊婦一般健康診査の充実	妊婦一般健康診査の普及・徹底を図るため、契約医療機関の拡大を推進します。	健康推進課
母親学級・両親学級	出産予定の母親と家族を対象に妊娠・出産・育児について学ぶ場を提供することで、育児不安の解消や地域の仲間づくりを支援します。	健康推進課

2 「食育」の推進

(1) 食育の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方、望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野、農業を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

(2) 地産地消の推進

地産地消の視点から地域との連携により、学校給食への地元食材の活用を進めます。

(3) 体験学習・料理実習の充実

学校においても「総合的な学習の時間」を活用して、米づくりなどの農業生産体験の充実を図ります。

事業名	事業の内容	担当課
栄養相談・栄養指導の実施	乳児健診や育児相談において栄養士による相談及び、乳幼児の家庭での食事を通した健康づくりの支援を行います。	健康推進課
乳児健診の場を通じた情報提供	乳幼児家庭での食事を通した健康づくりを支援するために、乳児健診や育児相談において、保護者を対象に望ましい食生活に関する資料・情報の提供を行います。	健康推進課
保育所における食育の推進	保育所の食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と良い食習慣を形成します。	子育て支援課
子どもクッキング教室	幼児・児童及びその保護者に対し、栄養士及び食生活改善員によるクッキング教室を行い、幼児期からの食教育を通じて日常の正しい食習慣を形成し、子どもたちのより健やかな成長と食生活の改善を図ります。	健康推進課
食生活改善推進員の活動支援	健康づくりを支援するために食生活改善推進員を育成し、活動を支援します。	健康推進課
保健、教育等の連携の推進	保健、教育の連携により食に関する学習機会や情報の提供を進めます。	健康推進課

3 思春期保健対策の充実

(1) 性教育

性に関する健全な意識のかん養と併せ、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めます。また、学校での教育が家庭でも生かせるよう保護者に対する指導を行います。

(2) たばこ・アルコール・薬物に関する教育

たばこ・アルコール・薬物については、学年が上がると「個人の自由など」という回答が若干増えていることがうかがえます。学校での禁煙教育・薬物乱用防止教育を推進します。あわせて、家庭と地域の協力を得て防止できるように啓発します。

(3) 思春期保健事業

生命の尊さ、父性・母性を養う機会となるように、小中学生が赤ちゃんとふれあう体験の機会を持てるよう、保育所や幼稚園への保育ボランティアなどを実施し、積極的な参加を促します。

また、思春期の子どもを始めその保護者の悩みの解消のため思春期相談事業を実施していきます。

事業名	事業の内容	担当課
思春期保健相談体制の充実	学童期・思春期における心の問題について、相談体制の充実を図ります。	学校教育課 子育て支援課 健康推進課
教育相談事業の充実	教育相談員の配置を見直し、学校カウンセラー等との連携を一層密にし、教育相談の充実を図ります。	学校教育課
学校カウンセリング研修会の実施	学校カウンセリングの研修会を受講し、教員として必要な生徒指導・教育相談の理論や技法を習得し、教育活動に活かせる実践力の向上を図ります。	学校教育課

4 小児医療の充実

(1) 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組み、特に小児救急医療について、県、近隣の市町村及び救急指定の病院等の関係機関との連携に努めます。

また、各家庭に対しても「かかりつけ医」の普及促進を図るほか、休日・夜間の救急医療の周知を図ります。

(2) 乳幼児医療費助成

乳幼児医療費助成については、乳幼児が安心して医療サービスを利用できるように一層の充実を図ります。

(3) 小児救急法講習会

子どもの不慮の事故を予防し、事故や急病時に適切な判断と迅速な対応ができるように、知識と技術を学ぶ小児救急法の講習の機会を検討します。

事業名	事業の内容	担当課
小児救急医療支援事業	夜間や休日においても小児科医を確保する体制を構築するための小児病院群輪番制」の参加病院に対し運営費の一部を補助し、小児医療の充実を図ります。	健康推進課
救急医療対策協議会	保健所（県）が主催する救急医療対策協議会に委員として職員を派遣します。	健康推進課
乳幼児医療費の助成	乳幼児が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、乳幼児が医療機関にかかった際に窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成します。	子育て支援課
小児救急法の講習会実施	子どもの不慮の事故を予防し、事故や急病時に適正な対応ができるよう小児救急法の講習会を実施します。	学校教育課 子育て支援課

第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

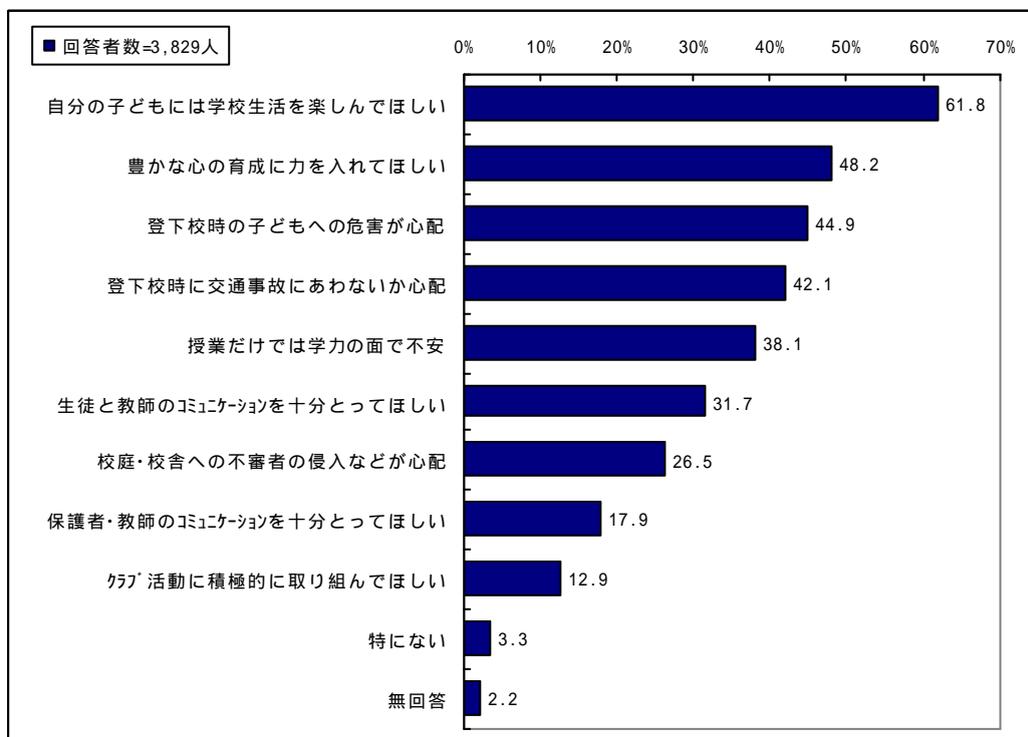
現状と課題

学校の現場は、ゆとりの確保と学力の向上の相反する考え方のなかで、総合的学習の時間の活用等が大きな課題となっています。最近是不審者対策など学校の安全対策も課題となっています。

住民の学校教育に対する関心では、心の教育の充実が大きな割合を示しています。一方で、引きこもり児童や不登校児童は、ごくわずかですが、対応には難しい問題があります。

「学校生活を楽しむ」ことを最も要望しているのがみられます。

学校教育や学校生活について



施策の方向

1 次代を担う親の育成

(1) 次代を担う親の育成

中学生、高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、児童館及び乳児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。

また、次代を担う親として、経済的にも自立できるよう職業体験活動などに取り組みます。

(2) 児童の人権の確保

子どもの権利条約に基づき、すべての子どもが人として尊重され、栗原を担う希望の存在として、尊重されるよう、子どもたちへの人権教育の実施と啓発活動を進めます。

事業名	事業の内容	担当課
育児関連講座の充実	乳幼児期の子どもの成長に関わる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど育児に関する学習機会の提供に努めます。	子育て支援課 健康推進課 生涯学習課
家庭教育学級等の充実	市内小・中学校及び幼稚園のPTA保護者会が実施する家庭教育学級の充実を図ります。	生涯学習課
「子育て講座」の開設	小・中学校入学前の子どもを持つすべての保護者が参加する「就学時健康診断」や「入学説明会」「保護者会」等の機会を利用して、専門的な知識や経験を有する者を講師として招き、家庭教育や思春期に関する学習機会を提供することにより家庭の教育力の向上を図ります。	学校教育課 子育て支援課 健康推進課
児童の権利に関する啓発	子どもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とした「子どもの権利条約」の啓発・普及に努めます。	子育て支援課

2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

(1) 確かな学力の向上

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要であることから、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実を図るとと

もに、外部人材の協力による学校の活性化等の取り組みを推進します。

(2) 豊かな心の育成

豊かな心をはぐくむため指導方法の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する等の取り組みの充実に努めます。また、いじめ、少年非行や不登校に対応するため、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくり等に努めます。

(3) 健やかな身体の育成

スポーツ活動の充実をめざし、地域の人材活用も含め優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、学校間の交流を増やし、部活動の充実を図ります。

(4) 信頼される学校づくり

学校と地域の連携

地域及び家庭と幼稚園・学校との一層の連携・協力を図ること、地域との連携を考慮し公民館の活用（地域の人のかたまり場化、高齢者と子どものふれあいの場）を推進するなど特色ある幼稚園・学校づくりを進めます。

あわせて、幼稚園・学校においては、園児・児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各幼稚園・学校が、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理を強化します。

学校施設整備

ハード面の学校整備としては、小・中学校において、耐震診断及び耐震補強を進めます。また、安全対策面から、非常通報装置等の安全施設の強化を図ります。

交流事業の充実

地域間交流をさらに発展させ、国内外との交流機会を一層充実します。

(5) 幼児教育の充実

図書館や公民館などにおける読み聞かせなど、幼児や児童・生徒向けの各種講座の充実に努めます。

事業名	事業の内容	担当課
総合的な学習の時間の支援	新学習指導要領による総合的な学習の時間の活動を支援します。	学校教育課
教育副読本の整備	小学校社会科副読本、中学校社会科地域教材、道徳郷土資料集の作成等を行います。	学校教育課
教育資料の整備・活用	教育情報に関する資料室を整備し、各校での研究成果や、発表等について情報収集するとともに、冊子や書籍等を整備する。また、インターネットで各校と接続し、資料の共有化を図ります。	学校教育課
中学生社会体験チャレンジ事業	生徒が地域の中で様々な社会体験活動を通して、多くの人々とふれあい、学校では得られない経験を積むことで、豊かな感性や社会性、自立心を養い、たくましく豊かに生きる力を育む体験活動を実施します。	学校教育課
地域ふれあい講演会	学校と地域が連携し多様な体験を持つ方に講演を頂き、中学生に豊かな心を育むとともに広い意味での進路指導を行います。	学校教育課 生涯学習課
国際理解教育の推進	地域の外国人との交流を通して、異文化理解を深めるとともに、コミュニケーション能力の育成を図ります。	学校教育課 企画課
環境教育の推進	自然保護やリサイクルなどの資源の再利用についての理解を深め、環境やアメニティに配慮するなどの環境教育を推進します。	学校教育課 環境衛生課
学校ふるさと構想の推進	子どもたちの遊び場や自然とふれあえる場として、学校農園、雑木林、池等の学校教育の環境の充実を図ります。	学校教育課
情報コンピュータ教育の推進	子どもの情報活用能力を育成するとともに、情報機能のネットワーク化を図ります。	学校教育課
特色ある学校づくり事業	各学校において執行できる予算を配当し児童生徒、地域、学校の実態等に応じて特色ある教育、特色ある学校づくりを推進します。	学校教育課
学区の弾力的運用	地域の実情に即した学区の弾力的運用を図るため検討委員会を設置します。	教育総務課
学校評議員の導入	学校・家庭・地域が連携し、開かれた学校を目指し、学校評議員を各学校に設置します。	学校教育課
教育インターネットの整備	市内の小中学校をインターネットで結び、教育指導や授業方法等の多角化を推進します。	学校教育課
教育研究の推進	社会の急激な変化や、学校教育に対する様々な期待に対応し、学校、グループ、個人で時代に合わせたテーマを定め、研究を進めます。	学校教育課
小中一貫教育研究事業の推進	小中学校交流研修会を開催し、小中一貫教育モデル校による研究を深め、小学校、中学校が一貫したテーマを持ち研究を行います。	学校教育課
不登校児童生徒への支援	教育相談員と学校カウンセラーが電話・来談相談やカウンセリングを行い、必要な場合は、学校訪問や家庭訪問も行いながら不登校児童・生徒に対処します。	学校教育課

事業名	事業の内容	担当課
いじめ等青少年の問題行動への対策（積極的な生徒指導）	いじめ等青少年の問題行動へ対応するために、各中学校にさわやか相談室を開設し、5名のさわやか相談員2名の不登校児童生徒支援員が相談活動を行ったり、教師がカウンセリングマインドを持って積極的な生徒指導が行えるよう学校カウンセリング研修会を開催します。	学校教育課
幼稚園教育の推進事業	私立幼稚園就園奨励費補助金、就園費補助金の拡充等により、保護者の経済的負担の軽減を図り、心身共に穏やかな発達ができるよう幼稚園への就園を奨励します。	学校教育課

3 家庭や地域の教育力の向上

(1) 家庭教育への支援の充実

教育委員会や公民館だけでなく、保健や福祉部門との連携を強化しながら、公民館等の社会教育を始め、保育所、幼稚園、小中学校の授業参観、乳児健診、就学時健診等の多くの親が集まるあらゆる機会ごとに、子どもの発達段階に応じた家庭教育推進に関する学習機会の整備に努めます。

(2) 地域の教育力の向上

地域活動の充実

地域の自然環境や経験豊かな人材の活用により、子どもの多様な体験活動の機会の充実、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、スポーツ指導者の育成等子どもたちの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備など地域の教育力の向上を図ります。

スポーツクラブ等の整備

各地区におけるスポーツ振興会等の事業計画に基づき、体育指導委員等の協力による大会運営が開催されています。また、体育協会はそれぞれの種目を通じ児童の健全育成に努めています。

今後も体育施設の整備充実を図るとともに、住民の意向を踏まえた市のスポーツ振興計画の策定や総合型地域スポーツクラブの形成を支援します。

事業名	事業の内容	担当課
地域の人材活用の推進	地域の人材を授業、行事、部活動等に生かすことにより、児童生徒の興味・関心を高め、学校の活性化の推進を図ります。	生涯学習課
子育て講演会	子育てに関することをテーマに講師を呼び講演会を開催します。	生涯学習課 子育て支援課
絵本講座	幼児期に絵本を読み聞かせることは、子どもにどのような影響与えるのか、また周りの大人は子どもにどのような絵本を与えたらよいのか、読み聞かせの大切さや絵本の持つ力についての講座を実施します。	生涯学習課
生涯学習ボランティアバンクの充実	市民からの指導者の派遣要請など、多様なニーズに対応するため、ボランティアバンク登録者との連携を図りながら、生涯学習ボランティアバンクとしての制度の充実を図ります。	生涯学習課
小学生対象の様々な体験学習の開展	公民館、図書館、歴史民俗資料館等の社会教育施設で児童・生徒を対象とした様々な体験学習・催しを開催します。	生涯学習課
軽スポーツ・レクリエーション教室の開催	児童・生徒のスポーツを振興するため、体育協会等と連携を図り、ニュースポーツを取り入れながら、初心者から参加できるスポーツ教室を開催します。	スポーツ振興課
スポーツ少年団の充実	スポーツ少年団の充実を図り、誰もが楽しみながら参加できるようにします。	スポーツ振興課
指導者養成講座の充実	スポーツ・レクリエーション活動の一層の普及を図るため、スポーツ指導者及び指導者養成のために講座等を充実します。	スポーツ振興課
総合型地域スポーツクラブの整備	体育施設において、多種目のスポーツをあらゆる世代の人に親んでもらうため、総合型地域スポーツクラブの形成を支援します。	スポーツ振興課

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもに対する悪影響が懸念される性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等について、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民との連携・協力により、これらを販売する書店やコンビニエンスストア等に対し、自主的措置を行うよう働きかけます。

事業名	事業の内容	担当課
有害環境対策	性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等を販売している一般書店やコンビニエンスストア等に対し、地域住民等との連携・協力により、関係業者に対する自主的措置を働きかけます。	生活推進課
健全育成対策の充実	子どもが心身共に健全に成長できるよう、非行防止啓発活動、文化、スポーツ等コミュニティ活動、青少年活動指導者の育成等を通じて地域社会が一体となり、健全育成対策を推進する。また、子どもの権利を侵害する児童買春、ポルノ等を防止するため、児童買春・児童ポルノ法を普及啓発します。	生活推進課

第4章 子育てを支援する生活環境の整備

現状と課題

住宅については、福祉的な視点からの住宅政策とともに、アレルギー対策や児童遊園など、幅広い視点から整備を進める必要があります。

子どもと子育て家庭にとって、子どもの目線からみたまちづくりは、安全性の確保はもちろん、快適な生活環境づくりのために重要な課題です。道路や公園等の整備については、バリアフリーの考え方を基本に安全かつ快適なまちづくりが求められています。

公園は、都市公園や各地区の児童遊園などがありますが、一方で住民アンケート調査結果にあるように「雨が降ったときに遊べる場所」が欲しいといった屋内施設などの要望もみられます。

施策の方向

1 良質な住宅の確保

老朽化が進む市営住宅について、シックハウス症候群などアレルギー対策の充実を行いながら順次建て替えを進めます。

事業名	事業の内容	担当課
優良な賃貸住宅の供給促進	市民の多様な住宅需要に対応するため、一定の所得者に家賃補助を行う特定優良賃貸住宅の誘致を進めるとともに、制度紹介を行います。	建築住宅課

2 良好な居住環境の確保

良好な居住環境を確保するため、都市マスタープランなど総合的な土地利用計画を策定します。

シックハウス症候群の予防知識の普及、啓発、相談を実施します。

公共下水道及び農業集落排水事業の推進、あるいは合併浄化槽の設置促進により、水洗化を進めます。

事業名	事業の内容	担当課
都市計画マスタープランの推進	目標とする住環境の水準を定め、計画の基本理念に基づき住宅政策を推進します。	都市計画課
シックハウス対策	居住者等が有害化学物質（ホルムアルデヒド・クロルピリホス）による室内空気汚染によって衛生上の支障が生じないように、建築材料及び換気設備についての相談を行います。	建築住宅課
下水道事業等の推進	公共下水道及び農業集落排水事業の推進により水洗化を進めます。	下水道課

3 安全な道路交通環境の整備

子どもが安全に通行することができる道路交通環境を整備するため、国・県道の安全対策を要請するとともに、通学・通園路を中心とした市道の歩道整備等の道路整備を進めます。

事業名	事業の内容	担当課
新市の建設計画	計画的な道路の拡幅や歩道・待避所の設置等により危険箇所や交通渋滞の解消を図ります。	建設課
生活道路拡幅整備事業	住宅地周辺の生活道路については、建築行為等に際して道路中心から2.0mの後退を推進し、建築主の理解と協力の下、道路の拡幅整備を行い、交通安全上の配慮はもとより、災害時の避難、緊急車両等の通行や消防活動の円滑化を図ります。	建設課
カーブミラーの整備	交通事故防止のため、公道の交差点箇所の整備を図ります。	総務課 建設課
生活道路での通行車両の進入抑制・速度抑制	生活道路での安全確保のため、警察署と連携し、車両の進入抑制・速度抑制を図ります。	総務課 建設課
交通安全看板等の設置	市内における交通事故等の抑止のため、交通安全に関する看板を設置します。	総務課
夜間の交通事故防止対策	主要市道のほか、生活道路として利用されている市道に、照度アップ等照明の改良も含め、道路照明灯の整備を図ります。	総務課 建設課

4 安心して外出できる環境の整備

(1) 公共施設、公共交通機関、建築物等のユニバーサルデザインを考慮した整備

妊産婦、親子などが安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において段差の解消等に努めます。

(2) 子育て世代にやさしいトイレ等の整備

公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世代が安心して利用できるトイレの整備等に努めます。

事業名	事業の内容	担当課
公共施設等のバリアフリー化の推進	だれもが住みよい福祉のまちづくり条例（宮城県条例第22号平成8年7月施行）に基づき、道路や公共施設のバリアフリー化を進めます。	生活福祉課

5 安全・安心まちづくり推進等

（1）公共施設の安全対策

通学路や公園等における防犯灯の設置、道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所等の修繕や改善が必要な時には、防犯設備の整備を進めるなど、利用する市民の安全対策に努めます。

（2）公園等の整備

市民生活に安らぎと潤いをもたらし、様々な要望に応える多様な都市公園の整備を推進します。特に中心市街地においては、適正規模の住区基幹公園の整備を推進します。

事業名	事業の内容	担当課
防犯灯の設置	夜間における犯罪等の防止を図るため、市道に防犯灯を設置します。	総務課
児童遊園、公園の整備・充実	子どもの安全な遊び場を確保するため、児童遊園、公園の整備・充実を図ります。	子育て支援課

第5章 職業生活と家庭生活との両立の推進

現状と課題

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法等の整備により、制度的には子育てを支える環境は整備されてきてはいるが、国内景気の低迷もあり子育てを巡る就業環境には厳しいものがあります。特に女性の就業は厳しく、妊娠・出産に伴って仕事をやめる人も数多くみられます。今後は、女性の就業対策も必要ですが、夫婦間で子育てを共有できる社会づくりも大きな課題です。

施策の方向

1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

地域全体で、子育てを進めていくためには、家庭だけでなく、地域の住民、事業所等の協力も必要となります。男性を含めたすべての人が、仕事と生活、子育てを両立できるよう、「働き方の見直し」を進める必要があります。

そのために、国、県、関係団体等との連携を図りながら、積極的に広報・啓発、研修、情報提供を行い、労働者、事業所、地域住民等の意識改革をめざします。

事業名	事業の内容	担当課
男性の育児休業取得の推進	男性の育児休業取得を推進するため、事業所及び従業員に対して啓発を行います。	商工観光課
男性の家事参加促進のための啓発	男女共同の家庭づくりを進めるため、男性が家事・育児・介護等に積極的に参加するよう啓発に努めます。	商工観光課

2 仕事と子育ての両立の推進

(1) 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立支援のため、保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実、ファミリー・サポート・センターの設置など関係団体等と連携を図りながら検討を行います。

(2) 男女共同参画社会の形成

必要な施策の推進を図ります。男女共同参画推進懇話会を設置するなど事業の推進を行います。

若年世代の参加促進を図るため、セミナー等のテーマの設定を考慮し、啓発活動を推進します。

事業名	事業の内容	担当課
労働時間の短縮	女性と男性の労働者が職業生活と家庭生活及び地域活動に共に参加することができるように、事業所に対して労働時間短縮への啓発を実施する。また、ノー残業デーの推進を図ります。	商工観光課
求人情報相談の充実	身近に求人情報が得られるように情報提供システムの充実を図る。また女性、高齢者、障害者などの就業機会の確保を図るため、ハローワークとの連携を密に、女性職業サービスルーム等の相談業務の活用を促進します。	商工観光課
職業能力開発のための講座・講習会の充実	商工会及び事業所との連携を推進し、各種講習会を開催します。また、公民館等においてパソコン講習会等を実施する。さらに、市内の専門学校等と連携し、講座・講習会を実施します。	商工観光課
転職・再就職講座の開催	転職や再就職を円滑に進めるため、労働関係機関等と連携しながら、適性の発見や能力開発のための講座を開催します。	商工観光課
再雇用制度の普及	再雇用を進めるため、事業所に対して再雇用制度の普及啓発を行います。	商工観光課
男女共同参画の推進	性別役割分担意識を解消し、男女がのびやかな生活を過ごし、子育ての喜びが共有できるよう支援していきます。	総務課

第6章 子ども等の安全の確保

現状と課題

交通安全協会や警察署を中心に交通安全教室を保育所、幼稚園や小学校において実施していますが、事故を起こさないためには、幼児期からの教育を充実させるとともに、道路環境の整備など、総合的かつ継続的な交通安全対策が必要です。

最近、防犯対策としてPTAや商店街等を中心に自主的な防犯パトロール活動の実施も増えてきており、犯罪を抑止する上でその効果が認められています。本市においても地域住民の協力により実施されている「こども110番」など地域全体で犯罪を起こさせない環境づくりを一層進める必要があります。

施策の方向

1 子ども交通安全を確保するための活動の推進

(1) 交通安全教育の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図るとともに、カーブミラー・ガードレールなどの設置、各地区交通指導員による交通安全教室の開催など総合的な交通事故防止対策を推進します。

(2) 自主的団体の支援

各保育所、幼稚園、小・中学校等のPTAなど自主的団体の交通安全活動を支援します。

(3) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を進めます。

事業名	事業の内容	担当課
交通指導員の配置	主に小学生の登校、下校時の交通安全を図るため、市内通学路の交差点に交通指導員等を配置します。	総務課
交通安全運動の実施	警察署を始めとする交通安全関係団体と連携し、交通安全運動を積極的に展開していきます。	総務課

事業名	事業の内容	担当課
交通安全推進団体への補助金の交付	交通安全協会・交通安全母の会に対し補助金を交付し、交通安全を推進します。	総務課
交通安全教室	子どもたちを交通事故から守るため、幼稚園、保育所、小学生を対象に各学校等を巡回し、交通安全教室を実施します。	総務課 子育て支援課 学校教育課
チャイルドシート装着・普及促進	チャイルドシートの装着の促進を図り、交通事故から乳幼児の命を守るため、チャイルドシートの着用の啓発活動を進めます。	総務課

2 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

(1) 防犯対策

地域、警察署との連携により情報の共有化を進めます。また、学校、地域、各種団体との連携により防犯活動の充実を図ります。

(2) 地域の見守り活動の支援

各小・中学校のPTAや地域においてパトロール活動など、自主的な防犯活動を支援します。

また、これまで実施してきた安全指導の充実とともに、地域社会で子どもの安全を確保することを目的に、地域の見守り活動の充実と緊急時への対応を図ります。

(3) 防犯講習の実施

子どもが犯罪の被害に遭わないようにするために、あらゆる機会を利用して防犯講習を実施します。

事業名	事業の内容	担当課
防犯体制の充実	安全で安心なまちづくりのため、警察署を始めとする関係団体・機関と連携し、暴力排除・防犯活動を推進します。	総務課
防犯協会等への補助金の交付	市防犯協会等に対し補助金を交付し、防犯に関する活動を推進します。	総務課
防犯に関する普及啓発活動の実施	安全・安心なまちづくりのため、市民との共同により防犯に関する普及啓発活動を行います。	総務課
防犯研修会等の充実	関係機関との連携を強化し、暴力排除に関する意識の普及啓発を推進するとともに、警察署などと連携し、自治会等の防犯研修会等を開催します。	総務課
不審者対応マニュアルの作成	学校の安全管理を図るため、不審者対応マニュアルを作成し小中学校に配布します。	学校教育課
保護者・地域との連携による防犯活動の推進	保護者や地域の市民、学校、警察などが連携し、「子ども110番の家の設置」や「学校付近のパトロール活動」を行うなど、防犯活動を推進します。	総務課

3 防災対策

災害時に要援護者となる可能性の高い高齢者・障害者・幼児等への災害予防対策については、市の地域防災計画に基づき取り組むこととし、今後も防災意識の啓発と市内の保育所・幼稚園・小中学校での避難訓練を実施します。

事業名	事業の内容	担当課
避難訓練等の実施	保育所、幼稚園、小中学校において、避難計画に基づき、定期的に避難訓練を行います。	総務課 子育て支援課 学校教育課

第7章 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

現状と課題

児童虐待は、全国的にも大きな問題となっています。最悪の場合、児童が死亡するケースもみられ、深刻な状況がみられます。児童虐待については、単に児童相談所に対応すればよいというわけでなく、両親の家庭状況や子育て不安から発生しているケースも少なくないことから、保健・福祉分野だけでなく、地域社会のなかで、早期発見、早期対応に努めていく必要があります。

ひとり親家庭については、離婚件数の増加とともに増加傾向にあります。母子及び寡婦福祉法の改正により生活支援から自立支援に取り組み方針が転換されており、自立支援対策が重要になってきています。また、従来から父子家庭に対しては施策も少ないことから、父子家庭に対する生活支援も課題となっています。

障害児については、各保育所での受入れ、通所在宅各サービス等の充実を図り、家族の介護負担軽減が必要となります。

施策の方向

1 児童虐待防止対策の充実

(1) 虐待防止ネットワークの構築

虐待防止ネットワークの構築

虐待防止ネットワークについて、児童相談所、警察署、民生・児童委員、行政等が連携して虐待防止に取り組みます。

今後は、ネットワークの強化に努め、広報・啓発活動やケース検討、関係者の研修等の事業を進め、虐待の事前防止と発生後の早期の対応に努めます。

地域や民間の参加促進

児童虐待は、各家庭の問題にも踏み込むところでもあり、行政の力だけでは十分な対応も難しいことから、民生・児童委員はもちろんのこと、各種団体等

も含めた幅広い参加を促し、ネットワークの強化に努めていきます。

(2) 早期発見、早期対処、相談機能の強化

虐待の早期発見のために、新生児訪問や妊婦相談、健診事業等の各種事業の場を活用します。

また、虐待防止を図るため、保健、福祉、学校、幼稚園、保育園等と連携をとり、虐待の可能性のある家庭について早期の相談体制の構築を図ります。

(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた児童の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、関係機関と連携したきめ細かな支援に努めます。

(4) 母親への支援

家庭の母親の息抜きの機会として、一時保育等の活用、子育てサークル等への参加を促します。

事業名	事業の内容	担当課
児童虐待防止ネットワーク会議	児童虐待問題に対応するため福祉・保健・医療・教育・司法など関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し対応を図ります。	子育て支援課
緊急一時保護	緊急一時保護が必要な児童に対し調査を実施し、必要と認められる場合、児童相談所に通告を行います。	子育て支援課
カウンセリングの実施、保護者に対する助言	いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの心のケアや保護者へのカウンセリング等について、児童相談所と連携し立ち直りの支援を行います。	子育て支援課

2 ひとり親家庭の支援の推進

離婚の増加等により母子家庭等が急増している中で、母子家庭の経済的自立や保育支援等を行っています。今後とも就労支援や貸付制度等の情報提供を進めながら母子家庭を支援していきます。

また、国・県の施策が少ない父子家庭についても、民生・児童委員の活動等を通じて地域の父子家庭の状況を把握し、適切な支援に努めます。

事業名	事業の内容	担当課
生活援助対策事業の推進	ひとり親家庭に対して、安定した日常生活を送ることができるよう、児童扶養手当や医療費支給等の支援を実施します。	子育て支援課
女性・母子相談	女性・母子（ひとり親家庭含む）に関する相談に応じ、助言指導や関係機関の紹介などを行います。	子育て支援課

事業名	事業の内容	担当課
母子生活支援施設入所	保護の必要が認められる(自立が困難等)母子家庭又は母子に準じる家庭に対して入所を行います。	子育て支援課
母子・寡婦福祉資金貸付	母子家庭の母及び寡婦の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために必要な資金の貸付を行います。	子育て支援課
母子・父子及び寡婦福祉会	母子・父子及び寡婦福祉会の活動を支援します。	子育て支援課
母子家庭の母親の就業促進	母子家庭の母親の就業を促進するため、労働関係機関等と連携しながら、求人情報の提供、技術習得機会の提供等を行います。	商工観光課 子育て支援課

3 障害児施策の充実

障害を持つ子どもへの早期対応を図るため、相談事業、健診事業を一層充実していきます。

また、障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取り組みを推進します。

事業名	事業の内容	担当課
乳児健診の充実	乳児を対象に発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図るために実施します。	健康推進課
早期療育調整会議	障害児及び発達に問題があると思われる児童(未就学児)について、関係機関が一堂に会し情報交換を行い最適な方向を協議します。	長寿障害福祉課 健康推進課
定期健康診断事業	市内小中学校において、児童生徒の心とからだについて、健康観察、保健調査や健康診断等に基づく健康相談などを通して、児童・生徒の健康の維持、増進に努めます。	学校教育課
在宅福祉サービスの推進	障害者ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう、訪問介護等の在宅福祉サービスをさらに充実するとともに、地域での生活の充実や社会参加の促進等の幅広い在宅福祉サービスを推進します。	長寿障害福祉課
障害者医療とリハビリテーションの充実	幼児期から成人期、高齢期にわたって地域の医科、歯科医療ケア体制の充実と日常的な医学的リハビリテーション体制の整備を行うとともに、専門機関との情報交換などのネットワークづくりを推進します。	健康推進課 長寿障害福祉課
保育・教育内容の充実	保育・教育・福祉・保健の連携をさらに強化し、障害のある子どもが地域の保育所、学校に通い共に育ち、学ぶ環境の整備を人的支援と施設のバリアフリー化の両面から促進に努めます。また、障害のある子どもに対する教員や職員の理解を深める、研修会等の機会を増やします。	子育て支援課 学校教育課

事業名	事業の内容	担当課
保育・教育相談窓口の整備	障害のある子どもの早期からの教育相談体制など、より気軽に相談できる体制の整備充実を図る。また、福祉事務所や保健センター等の関係機関の相談機能を強化するとともに各機関が連携し、適切な相談活動ができるよう努めます。	子育て支援課 学校教育課 健康推進課
障害児保育の充実	障害のある子どもの中で、発達のために集団保育が必要とされる子どもを保育する障害児保育を検討します。	子育て支援課

第8章 本計画の推進と施策の点検について

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づいて計画され、推進にあたっては、毎年少なくとも1回、本計画に基づく措置の実施の状況を報告するよう規定されています（第8条）。

したがって、本計画の推進にあたっては、市全体で取り組みむためにも、全庁的な体制の下に、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検するとともに、市民の意見を反映しながら、その後の対応を実施することが必要となります。

1 基本的姿勢

（1）総合的な施策の展開

この計画は、子ども、子育て世帯及び次世代を担う世代を育成する上での総合的な行政の行動計画です。そのため庁内、庁外の推進体制を整備します。また、家庭や地域、学校、企業などとも連携し、広がりのある施策の展開を図ります。

（2）具体的な進ちょく状況の説明

計画の進ちょく状況を具体的に示すため、数値目標の達成状況などについて、定期的に公表します。

2 計画の推進体制

（1）庁内体制の整備

庁内の横断的な「子育て支援対策推進本部」を設置し、施策の計画的な推進と、進行管理を行います。

（2）（仮）地域協議会の活用

（仮）地域協議会を設置し、進ちょく状況等を説明・報告、推進に向けての協議・意見交換を行い、本計画の実施や計画の見直し等に反映させます。

（3）市民への周知と意見聴取

本計画の実施状況等に係る情報を広報誌やホームページ等により公開し、市民に分かりやすく周知を図ります。

資料編

特定14事業に係る目標事業量の設定

本市の特定14事業にかかる目標事業量は、次のようになります。

事業名	現況 (平成16年度)	目標 (平成21年度)
通常保育事業		
	793名	793名
0歳児	68名	65名
1、2歳児	332名	323名
3歳児	227名	265名
4、5歳児	166名	140名
延長保育事業		
延長30分	5名	5名
放課後児童健全育成事業		
	6か所	6か所
	170名	145名
内 1～3年生	156名	138名
一時保育事業		
	18人	18人
	6か所	6か所
地域子育て支援センター事業	4か所	6か所